

平成23年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成23年9月9日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成23年9月13日	9時30分	議長	末次利男	
	散会	平成23年9月13日	14時36分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川浩	出	7番	牟田則雄	出
	2番	江口孝二	出	8番	川下武則	出
	3番	所賀廣	出	9番	見陣泰幸	出
	4番	末次利男	出	10番	久保繁幸	出
	5番	山口嚴	出	11番	坂口久信	出
	6番	平古場公子	出	12番	下平力人	出
会議録署名議員	5番	山口嚴	6番	平古場公子	7番	牟田則雄
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田恵子		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 企画商工課長 財政課長 町民福祉課長 健康増進課長	岩島正昭 永淵孝幸 陣内碩泰 毎原哲也 岡靖則 大串君義 桑原達彦 松本太	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 建設課長 学校教育課長 太良病院事務長 代表監査委員	土井秀文 新宮善一郎 藤木修 川崎義秋 野口士郎 井田光寛 野中秋吉		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年9月13日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成23年太良町議会9月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	6番 平古場 公子	<p>1. 男女共同参画について問う</p> <p>本年3月「太良町男女共同参画基本計画」が策定されたが、その内容について問う。</p> <p>(1) アンケート調査の結果も充分に取り入れられていると思うが、どのような内容で調査されたのか。</p> <p>(2) あらゆる分野への男女共同参画の促進とは。</p> <p>(3) 教育の場における男女平等の教育推進はこれまでも何回も質問があったと思うが、子ども達の認識はどうか。</p> <p>(4) 県の防災計画には「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める」とあるが、この計画の中に、防災対策として女性の参画が必要と思うが。</p>	町 長 教 育 長
2	5番 山 口 厳	<p>1. 耕作放棄地の対応について</p> <p>(1) 23年度より始まる農地基盤整備事業の進捗状況、また、耕作放棄地の解消効果はどのように考えているか。</p> <p>(2) 農地基盤整備事業の長期計画の考えなど（期間、予算、事業の内容の見直し等）。</p> <p>(3) 耕作放棄地などを利用したメガソーラー構想に佐賀県でも9市町が申請を予定しているが、太良町の考えは。</p> <p>(4) 耕作放棄地などの基盤整備事業後の指導態勢は。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	5番 山口 厳	2. J A佐賀太良資材店舗用地取得について (1) 売買契約について（本契約）。 (2) 跡地の利用計画と内容。 (3) 跡地の維持、管理の考えなど。	町 長
		3. 地域づくり事業について (1) 申請の内容などの広報について。 (2) 申請者（団体、法人）などが片寄っていないか。 (3) 来年後の計画の考えなど。	町 長
3	9番 見 陣 泰 幸	1. 国道207号沿線の整備について (1) 太良町内において、国道207号の歩道整備の進捗状況を問う。 (2) 通学路の安全対策について。	町 長
4	8番 川 下 武 則	1. 有明海再生と太良町の取り組みについて (1) 政府は諫早湾開門を表明したにも関わらず、その後何の進展もないが、今後の動きについて町としてどう考えるか。 (2) 今年度もタイラギがたくさん死滅していると聞く。原因として貧酸素、貧栄養、水流域と考えるが、本気で国、県は漁場再生を考えているのか。 また、町として漁場再生の取り組みを問う。	町 長
		2. 定住促進対策について 太良町の人口流出が止まらないと考えるが、定住促進について今後の町長の考えを問う。	町 長
		3. 有明海沿岸道路の計画路線について 有明海沿岸道路の建設については永年、国、県へ要望されてきているが、産業の発展は道路からと思う。有明海沿岸道路の計画路線について、町長の考えを問う。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	8番 川下武則	4. ふるさと納税の活用について ふるさと納税の制度が開始され、太良町でもふるさと応援寄付金基金として積み立てられているが、その活用について問う。	町長
5	1番 田川浩	1. 情報化と本町ホームページについて 高度情報社会となった現在、行政情報の電子化とその情報を住民が共有活用できる環境整備は不可欠だと考え、本町の情報化と本町ホームページについて問う。 (1) 第3次太良町総合計画で情報化の施策「たらネットプロジェクト」について、各々の進捗状況と今後の課題、対策について問う。 ① 地域情報化の推進とあるが、高速通信基盤はどの程度整備されているのか。 ② 行政情報化の推進とあるが、各課の情報の管理体制はどうなっているのか。公共施設への端末整備はどうか。 ③ 情報化社会に対応した人材の育成とあるが、研修機会の実績、人材育成の結果はどうか。 (2) 本町のホームページ利用、運営管理の現状と、今後の展開を問う。 ① 町内インターネット加入率。 ② ホームページ利用者数とその推移。 ③ 運営管理費と人員。コンテンツの更新方法。	町長 担当課

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおりに進めます。

日程第1 一般質問

○議長（末次利男君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は5名であります。通告順に従い、順次質問を許可いたします。

1番通告者、平古場君、質問を許可します。

○6番（平古場公子君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

男女共同参画について質問をいたします。

本年3月、太良町男女共同参画基本計画が策定されましたが、その内容について質問いたします。

1点目、アンケート調査の結果も十分に取り入れられていると思いますが、どのような内容で調査されたのか。

2点目、あらゆる分野への男女共同参画の促進とはどういったものか。

3点目、教育の場における男女平等の教育推進は、これまでに何回も質問があつたと思いますが、子供たちの認識はどうか。

4点目、県の防災計画には、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとあるが、この計画の中に防災対策として女性の参画が必要と思うが、この4点について質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

平古場議員への答弁につきましては、1番目、2番目、4番目については私が答弁をし、3番目については教育長に答弁をさせます。

それでは、平古場議員の男女共同参画についての質問にお答えをいたします。

1番目のアンケート調査の内容について、どのような内容で調査したのかということですが、質問内容の大枠を申し上げますと、1番があなた自身のことについて、2番が男女平等について、3番が結婚、家庭生活について、4番が子育て、子供の教育について、5番が働くことについて、6番が配偶者からの暴力について、7番が地域活動などの参加について、8番が介護について、9番が男女共同参画社会に関する意識について、以上9項目でございます。

2番目のあらゆる分野への男女共同参画の促進についてであります。この基本計画においては、女性の意見や考え方が今以上に政策や方針決定の場に反映されることが必要だとしています。御質問のあらゆる分野とは、例えば審議会や委員会などにおける女性の登用、管

理職などへの女性の登用、自治会やPTA、ボランティア等における方針決定の場への女性参画促進、家事、子育てなどへの男性の参画促進、区長、地区役員の女性の登用促進などが上げられます。

4番目のこの計画の中に防災対策として女性の参画が必要と思うがどうかという件ですが、確かに県の防災計画には男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるという記述はありますが、具体的にどのように対応するのかの記述がありません。したがって、今後、太良町男女共同参画基本計画の内容について見直し作業を実施する際に、県の消防防災課などと協議しながら防災関連の男女共同参画についての考え方を盛り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（陣内碩泰君）

3番目の教育の場における男女平等の教育推進はこれまでも何回か質問があったと思うが、子供たちの認識はどのようなものかの質問についてお答えをいたします。

太良町といたしましては、太良町男女共同参画基本計画に基づきまして、教育の場などにおける男女平等教育の推進として、男女共同参画に関する学習の推進、性に対する正しい知識についての教育の推進、男女平等教育に対する生涯教育での意識改革などの取り組みに努めているところでございます。

男女平等の意識と人権尊重についての認識や価値観は、幼いときから家庭、学校、地域社会の中で形成されますことから、家庭、学校、社会教育において、発達段階に応じた男女平等の教育を一層推進することが肝要と考えております。また、男女が相互の人間性の尊重、生命の尊厳について学習するなど、小・中学校では、人権教育の一層の充実を図っているところでございます。各学校においては、道徳や各教科、人権集会などにおいて、人の心がわかる人権尊重の理念を育てることにより、いかなる差別、偏見、いじめも決して許されないという意識づくりを行っております。このようなことから、子供たちの認識といたしましては、お互いに相手の人権を尊重し、喜んだり、責任を分かち合ったりしながら、性別にかかわらず、個人の能力を発揮しているものとそのように思っているところでございます。今後も優しさや思いやりや感謝の心をはぐくむ男女平等の教育推進に努めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

ようやく我が町にも男女共同参画に対して意識が高まってきたかなあと思う反面、実現に向けてなかなか立ち向かっていけないのが男女共同参画だと思います。この世には男と女しかいないのに、なぜ男女共同がうまくいかないのだろう。男女共同参画が進むにつれて、少子化が進み、やがては子供の虐待にまでつながっているのが今の現状です。たしか、昭和

40年代か50年ごろだったと思いますが、テレビのコマーシャルで、新潟県産か山形県産かはわかりませんが、コシヒカリの米のCMがありました。家族みんなで夕食を囲んで、きょう一日だれのおかげでおいしい御飯が食べられますかとお母さんが聞かれると、子供たちがお父さんのおかげよというコマーシャルが有名になったことを覚えています。しかし、今の子供たちの考えは違います。お父さんはうざいとか、お父さんは嫌いとか、なかには口も聞いてくれない女の子もいるときいています。女性が積極的に働き、そして積極的に社会進出をしていく中で、男性の存在感が薄れているのも事実です。子供は、親の背中を見て育つという言葉がありますが、男女がともに働き、ともに家事をし、ともに子育てをする姿を見て、子供たちもそれが自然だと思えるように、指導していくのが男女共同参画の理念だと私は思います。

1点目のアンケート調査の内容について質問をいたします。

年齢は何歳ぐらいを目安として調査をされたのか、お尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

アンケートは、20代から60代までの男女の方々に、大体500名程度の方にアンケートをとってるといってごさいます。

○6番（平古場公子君）

回収状況を見ますと、発送数が262、回収数が215、回収率82.1%ですが、この調査はそれぞれ男女平等に調査をされたと思いますが、回収数の215で、男性が何名か、女性が何名か、今わかったら教えてください。

○総務課長（毎原哲也君）

ちょっと議員さんの数値と違うんですけども、男の方が大体回収したのが172名、女の方が243名というような数になっております。大体70%程度の回収率だと思います。

○6番（平古場公子君）

先ほどの町長の答弁の中で、9項目調査されたということですが、6番目の配偶者からの暴力、いわゆるDVについての回答の結果をわかったら教えてください。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、そのアンケート調査で、身体的、精神的被害を受けた方が、女性が27.4%、男性が4.2%というふうになっております。この内容といたしましては、まず1番目が殴る、けるなどの身体的な暴力を受ける、それからののしる、おどす等の言葉の暴力を受ける、それから3番目が何を言っても長時間無視し続ける、それから4点目が交友関係や電話を細かく監視する、それから5番目が嫌がっているのに性的な行為を強要する、6番目が見たくないのにポルノビデオ、雑誌を見せる、それから7番目が生活費を渡さないと、このようなことに

対して、それぞれ先ほど申しました女性27.4%、男性4.2%が被害を受けたと感じておるといふことをごさいます。

○6番（平古場公子君）

今では半々ぐらゐかなと心配しておりましたけど、ちょっと安心をいたしました。

2点目、あらゆる分野への男女共同参画の促進について質問をいたします。

地区区長、役員への女性登用の目標として、27年度までに55地区のうち11地区、また男女共同参画実践モデル地区選定を1地区とありますが、どういった方法で選定される見込みなのか、お尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これにつきましては、まず現在、これ前年度に多分調査をしたものだと思っておりますけれども、調査したものですけれども、現在でもその区の役員等に女性が登用されている地区というのが9地区ございます、55地区のうちに。それで、その目標が11地区を27年度ぐらいまでという話なんですけれども、もう少し目標を上げてもいいのではないかとこのうに、こちらのほうとしては今は考えております。

それで、どのようなモデル地区をとということになりますと、これなかなか難しいところがありまして、やっぱり一番やってもらいたいところというのは、区長会長さんあたりが、もしくは副会長さん、そこら辺の地区の方に、女性の登用ですね、役員の中に。そういうのが一番形的にはうまくいくかなといううに考えています。

○6番（平古場公子君）

できるだけ、一人でも多く女性の登用をしていただきたいことを期待しています。

次に、3点目、教育の場においてお尋ねいたします。

先ほど、教育長の答弁を聞いておりましたが、さすが長年教育の現場で働いてこられた教育長ならではの学校、家庭、社会、そして子供たちに対する思いが伝わってきました。ただ、そういった教育が、今現在どの程度の子供たちが認識しているかは定かではありません。そこで、現状と課題として、男女共同参画社会を実現するためには子供のころからの意識づくりが大切だということはいうまでもありません。基本は、男女平等の意識をしっかりと子供たちに伝え、考えさせることだと思っております。取り組みとして、学校全般を通して男女共同参画への理解を深める学習を推進するとありますが、具体的に、どのような学習で、どのような教科で子供たちに男女平等についての教育が行われているのか質問いたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

子供たちに男女平等についての教育が、どのような教科、どのような学習がなされているかという御質問と思ひます。

まず、教科につきましては、道徳、生活科、家庭科、保健体育などで男女共同の大切さを学ぶような学習を行っております。男女平等の教育推進につきましては、小・中学校とも各学年、各クラスで道徳や人権教育や学級活動を中心に指導がなされております。道徳の時間につきましては、週1時間の年間35時間実施されております。その内容としまして、男女関係なくお互いを信頼し、友情を深める、また協力する態度を養うことの大切さを学んでおるところでございます。人権教育につきましては、人権の尊重、理念を育てることにより、いじめや差別、偏見はいけないと、そして命の大切さやとうとさをわかる集会並びに講演会を行っております。また、学級活動の時間につきましては、いろんな係の仕事で男女が力を合わせて協力をすると、そしてその仕事の達成において充実感や協力する大切さを学ぶということをしております。そういったことで、男女平等教育の推進を行っているところでございますけど、子供たちの認識につきましては少しずつではございますけど高まってきているものと思っております。

以上です。

○6番（平古場公子君）

今、話題のなでしこジャパンが世界一ヒーローとなりました。日本の女性の強さを全世界にアピールし、子供たちにも大きな夢を与えてくれました。もともと、足でボールを扱うサッカーも最近までは女性が行うべきスポーツではないと考えられ、女性はバレーボールやハンドボールが推奨されてきました。そのため、なでしこジャパンのアスリートたちは、小さいころから男子にまじって練習をし、世界一のアスリートになられたということです。今の少子化の時代、学校の現場だけではなく、社会体育の少年スポーツクラブの場ではどのような男女平等の教育、指導をされているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

社会体育の担当ということでお答えをさせていただきたいと思います。

町内には、皆さん御存じのとおり、13の少年スポーツクラブがございます。少年スポーツクラブの現状を申し上げますと、社会体育の現場につきましては、皆さん御存じのとおり、各団体任意の活動を行っているわけでございます。学校と異なりまして、一般の方や役場の職員さんなど、いろんな立場の指導者、監督さんやコーチの方がいらっしゃるわけです。近年の少子化で、指導者も少年スポーツクラブをいかに維持していくかということも課題ではありますけど、まず競技で申し上げますと、バレーボールや柔、剣道や水泳などの大会につきましては男子の部とか女子の部とか分けて競技はございますけど、練習につきましては男女一緒に切磋琢磨し、競ってるということでございます。先ほど議員がおっしゃったなでしこジャパンとか、今、女性の活躍が全国的に話題になっておりますけど、野球やサッカーなどのクラブのイメージとしましては男子というイメージがまだいまだあるかと思っております。

けど、そういうそのサッカーや野球の中でも、最近は町内のいろんなスポーツクラブで男女関係なく、男子の中に女の子も入って頑張っている姿をよく見かけます。少年野球でも女子ではチームはつくれませんけど、選抜チームで九州大会に野球で太良町からも5名出場したような経緯もございます。このようなことから、少年スポーツクラブの指導者の方も、男女分け隔てなく、平等にいろんな競技を通じて青少年の健全育成はもちろんですけど、個性を理解して、個人の能力を引き出す教育、指導がなされているものと思います。さらに、太良町の子供たちがたくましく力強く育っていくように、社会体育の指導者の方にも今後またお願いをしながら、子供たちの男女平等についての理解もいただきながら推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

私もよく少年野球の応援に行くんですが、中には男の子よりも女の子がホームランを多く打つチームがあるんですよ。ですから、今後とも男女を問わず、女を特に推進していただきたいということをよろしく願いをしておきます。

4点目、防災対策について質問いたします。

8月7日の新聞に、人間の安全保障と題して、一記者が書かれたのをちょっと読んでみます。災害と女性の問題が顕在化したのは阪神大震災と言われる。避難所では、授乳や着がえなどプライバシーにかかわる問題が起きた。トイレが断水し、生理用品も不足、避難所暮らしが長引くと、女性への理解が欠けていたこともあって、体調を崩す人が後を絶たなかった。新潟県中越地震では、プライバシー保護が十分でない避難所が嫌で、車の中で生活し、エコノミー症候群で亡くなる女性が多かった。こうした問題は、女性でなければ気づきにくい視点である。阪神のとき、震災を機に、パートやアルバイトなど弱い立場の女性が解雇されるケースが目立ったことも含め、社会に突きつけられた課題は重いと感じた、ということが書いてありました。つまり、このときに復興、復旧計画の中に女性が入っていなかった件が大問題になったということをお報道されました。今回の東日本大震災でも、自治組織の中に女性がいなかったということで、多くの女性が苦しんでいるということです。

そこで、昨年11月、議員と消防団幹部さんとの話し合いの中で、女性の協力をぜひ求めたいということでしたけど、その後何か進展はあっているでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今、議員がおっしゃったとおり、昨年の11月25日に太良町消防団幹部と議会議員の皆さんの懇談会があつとります。その中で、女性消防をつくったらどうかというようなお話も出てみたいですね。ところが、その後、その話の女性消防隊をつくるという話につきましては余り進展してないと。時々話題には出るわけですがけれども、ほとんど進展してないというのが

実情でございます。

○6番（平古場公子君）

県内の市町村には女性の消防隊員がおられると思いますが、男性の消防隊員と同じような活動をされておられるのかお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

女性消防隊が、県下20市町のうちに16市町ございます。ないところが4町ということでございます。女性消防隊を設置しているところのその女性消防隊の方がどういう仕事を、あるいは分担をやっているかという、まず夏季訓練等どここの消防団もやるわけですけども、うちの場合は夏季点検ですけども、そういうところの全体のサポートをやったり、それから春季、秋季火災予防運動期間中における広報啓蒙活動ですね、それから65歳以上の独居老人宅を訪問して防火診断を実施したり、また防火教室に参加して火災予防の啓発をやったり、それから消防団員を対象とした応急手当講習の実施をすると、そういう実際現場に出て消火活動に当たるのではなくて、日ごろの火災予防の啓発等々、後方支援みたいな形で活動されておるといふうに聞いております。

○6番（平古場公子君）

町長にお尋ねいたします。

この女性隊員の4町の中に太良町も入っております。どうしても男性の隊員が確保できないといった場合、女性の確保はもっと難しくはなるとは思いますが、消防団の方との話し合いで、そういった女性の隊員を推進する取り組み、考えはございませんか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

女性の消防団の登用はどうかということでございますけども、実はことしの2月6日に佐賀県の女性消防団の活性化セミナーということで、太良町が会場になりまして、団員数が佐賀県内で405名おられるそうですけども、その中でいろいろ女性の消防団活動等々について意見発表、あるいは演劇等がございましたけども、あいさつの中で私が圧倒されたのは、これはすごいなと、やっぱり女性のパワーも必要だなというのを感じた中で、太良町にもるるこういうふうな女性の消防団の結成も考えないかなということを申し上げたところでございます。その後、堀口団長ともお話ししながら、その件についてはどういうふうな内容等々進めていますかということで、今るる協議をしながら結成に向けて頑張っていきたいというふうに思います。まず、太良町全部ということではできませんけど、道越、竹崎、ああいいうふうなお父さんたちが海に出る、そういうふうな出稼ぎにおいでになったそこら付近の行政区にまず呼びかけをして、まず総務課長が申しあげましたように、初期消火、いわゆる広報活動が主でございますけども、結局いざなつたとなれば女性消防団のバケツリレー等とも、るる今まであっておりますから、そこら辺も必要じゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

何か災害があつてから、さあ女性の出番だと言っても間に合いません。事前に災害に備えた知識を持って臨んでいかなければ、女性や老人それに障害者を苦しめることにつながっていくと考えます。いずれにしても、男女共同参画というのは、田舎は田舎ほど認識するにはまだまだほど遠いと思います。男性は男性らしく、強くたくましく、女性は女性らしく、優しく賢く、生きていけばおのずと男女平等に生きていけるのではないかと私は思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（末次利男君）

2番通告者、山口君、質問を許可します。

○5番（山口 巖君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

今回の質問は3点であります。

最初の1点は耕作放棄地の対応について、2点目はJAさが太良支所資材店舗の用地取得について、最後の3点目は地域づくりについて、以上3点を質問し、町の方針また町長の考えをお尋ねしたいと思います。

まず1点目は、耕作放棄地の対応についてであります。この問題は昨年22年3月議会でも一般質問をしたことがあります。そのときの町長の答弁を見ますと、対策の一つとして畑地の基盤整備を補助事業じゃなく単独事業で行い、利便性のいいように整備ができるようそういう事業を取り入れたいと思っている、という答弁をいただき、関係農家そしてまた個人の方々も含めて大変この事業を期待していたところでもあります。

そこで、1番にこの農地基盤整備事業の進捗状況について、また事業による耕作放棄地の解消はどのくらいと考えておられるのか、町長の考えをお聞きします。

2番目に、農地基盤整備事業の計画は今後どのようなのか、荒廃地対策として長期間で考えておられるのか、3年間で中止の方向なのか、その辺のところをひとつ。

3番目に、太陽光小規模水力電力発電など電力の買い取りを電力会社に義務づける再生エネルギー特別措置法が先月可決、成立したばかりであります。また10月までに佐賀県もこの事業を取りまとめるということで、9の市町村が申請を予定しているということで新聞報道にありました。この取り組みについて太良町はどのように考えておられるのか。

そして4番目に、基盤整備事業が済んだ後の農地、この維持管理、これが大切ではないかと考えるところではありますが、その指導はどのようにしているのか。

以上4点を町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

山口議員の1点目、耕作放棄地の対応についてお答えいたします。

1 番目の農地基盤整備の進捗状況、また耕作放棄地の解消効果はどのように考えるかというところでございますけれども、8月末までの申請件数は7件で、面積にしまして1万9,000平方メートルとなっております。ほかに5件の申請が予定されておりますので、今年度の実施は12件で4万6,000平方メートルの整備が行われる見込みでございます。なお、これに対する補助金は1,600万円となる見込みでありますので、今議会で1,200万円の追加補正をお願いしているところでございます。また、今年度の実施面積のうち耕作放棄地はおおむね60%の約2万8,000平方メートルと見込んでおります。どれくらいの整備面積をもって耕作放棄地の解消効果があるか、また来年度以降にどれくらいの申請があるかわかりませんので、今の段階では効果についての判断はできませんが、耕作放棄地の解消と耕作放棄地の発生防止という観点から見ると、効果はあると考えております。

2 番目の農地基盤整備事業の長期計画の考え方などについてでございますが、事業期間は今年度から平成25年度までの3カ年としておりますので、最終年度であります25年度の申請状況を見て、期間延長や事業内容の見直しについては検討したいと考えております。

3 番目の耕作放棄地を利用したメガソーラー構想についての太良町の考えについてお答えいたします。

佐賀県は、基幹エネルギーをふやすための事業として取り組んでいますが、メガソーラーの候補地の条件として、メガワット出力可能な用地面積を確保できること、2番目に一定面積の平地を有すること、または造成により平地が確保できること、農地法、森林法等の処理が可能なこと、送電線に係る高圧、変電所等が近いこと、日照が確保できる南向き用地で障害物がないこと、6番目に低廉なリース料で、20年間程度安定的に事業用地が確保できること、以上の6つの条件を掲げてありますので、このような条件を満たす用地は現状では確保できないと思われまますので、太良町としての取り組みはなかなか厳しいと考えております。

4 番目の耕作放棄地などの基盤整備事業後の指導態勢はについての質問にお答えいたします。

基盤整備事業を実施した年度の翌年度から5カ年間は必ず耕作していただくよう、太良町農地基盤整備事業費補助金交付要綱に定めておりますので、事業後の作付の確認や、作付品目についての相談についてきめ細かな対応を考えていただくところでございます。

以上でございます。

○5番(山口 巖君)

町長の答弁では、この段階では耕作放棄地の効果については判断ができていくとのことですが、町長が今申されましたように、耕作放棄地の発生防止というのが今一番かえって重要じゃないかと考えるところでもありますから、この点を含めると、私個人としては最も最適な事業じゃないかと考えるところでもあります。やはり、この整備事業、これがどうして最適かということ、やはり基盤した農地が見えやすい、それでまた受益者も耕作放棄地が見

えやすいということで発生しにくい、そういう点を考えてみますと、やはりこの対策というのが一番適した対策じゃないかと大変期待しているところであります。

議長、ちょっと質問の途中であります、1点目の1番、2番、4番が類似している点が多々多くありますので、その点はまとめて質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（末次利男君）

質問を許可します。

○5番（山口 巖君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、まとめて質問させていただきます。

担当課長お尋ねですが、町長の答弁の中に、8月末までに7件そしてその後5件ということで、12件の申請があったということでございますが、この12件っていうのは12カ所なのか、12の人が申請をしたのか、そこからお尋ねしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

現在までに申請が、現在というか8月末ですけど、申請があった件数は7件ですけど、これは7地区でございます。それと、あと5地区が申請予定ということで聞いております。今のところ申請があった分は7地区でございます。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ということは、そしたらその申請者は何人かということまで含めて聞いているんですけども。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

申請者は、8月末で7名の方でございます。

○5番（山口 巖君）

そしたら、ちょっと7名の12地区ということで解釈していいわけですか。

○建設課長（川崎義秋君）

7名の7地区ということが8月末現在でございます。

○5番（山口 巖君）

ということは、私がちょっとここをしつこく質問するのは、こういう予算が大きくオーバーしているという話でございますので、やはりそういうときは同じ人が何カ所でも申請をした場合はちょっと来年まで待ってくださいとか、そういう方法の対応もできたんじゃないかということをおちょっと考えて、こういう質問をしたところでございます。今のところ、それはないということでございますけども、それと今申請があつている、農林課長になりますけど、申請があつているところ、荒廃地も含めてということでもありますけども、以前は何をつ

くられてこの事業にかかれたのか。そしてまた、整地された後は何を栽培しようとしているのか、それなりの報告をお尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

整備前は約6割程度が荒廃地となっております。残りの約4割程度はミカンがつくられております。整備後におきましては、ミカンが約2割程度になっております。それと、牧草も一部ありまして、あと大体6割程度がタマネギとか芋とかソバとかそういった作物を作付するということで申請がなされております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

この補助事業を一番大事なのは、やはり基盤整備をした後に、どうして長年つくっていただくのかと、これが一番大事なことじゃないかと思うわけでありまして、今のところ3カ年ということで基盤整備を続けるということではありますが、この指導を太良町にとって今ミカンそしてタマネギあたりが多いということではありますが、やはり作物をつくるに当たっても、太良町に適した作物、これを見つけ、そしてまた量をまとめて、ロット拡大というんですけども、ある程度量をまとめて有利販売というのが一番この産地化をつくるに対しては一番近道の方法じゃないか考えるわけでございます。

そこで、このどういうふうな作物をつくったら農家、受益者に収入が多いのかとか、そういう会合の場所とか、そういう話し合いの場というか、そういうところを太良町が持っているのか、もしあったらどういう人たちでそういう話をなされているのか、そのところをお尋ねします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

耕作放棄地の整備後の有利販売につなげる作物の絞り込みというようなことで、太良町に太良町農業振興会というのがございます。これは、県の普及所、農林事務所、それからJAさん、あとは農林水産課の農政係で構成をいたしております。その中で、野菜普通作チームというのがございまして、太良町が23年度からこういう基盤整備事業をやるということで、基盤整備後の推奨作物について研究がなされております。推奨品目のじゃがいも・ブロッコリー・抑制とうもろこしで実証試験をやるというようなことで、今、研究、検討を進められております。そういう組織で動いているところでございます。

○5番（山口 巖君）

やはり、太良町ここ、ことしは農林課長も御存じですけども、タマネギの早出しというのがここ数年物すごくいい単価で売れているということで、栽培面積もふえているところでございます。やはり、どうしてタマネギの早出しが太良町が有利かということは、春先の雨に

水分が切れやすいということで熟する時期が早いということ、ということはやはり排水のいい畑作の南向きな土地が一番適しているんじゃないかと考えてございます。

それと、やはりタマネギあたりにいたしましても、ことしの場合は、町ができるかはわかりませんが、極わせの品種等、物すごく農家が手に入りにくいということで、やはりこの今、種まきを迎えるばかりになって出ばなをくじかれた農家が多々多いと思いますが、その辺の対策あたりも、やはり商系の人、JAの人含めてやっているんですけども、なかなか種が偏りがちということもありますので、それでもやはり指導ができるものなら、そういう指導までやっていただければと考えておるところでございます。

それと、もう一つ、農業基盤整備事業を新規事業として立ち上げたわけですが、これはいろいろとしての条件、要綱といいますか、あれがつけられていると思うわけですよ。田直し事業あたりもこうしてみますといろいろ要綱等がつけられております。そこで、ひとつ私が思うのは、もちろん補助金を出すわけですから、補助金の返済というのがもちろん発生するわけですが、その場合ちょっと例をとって挙げて質問いたします。1年目で補助事業で、1年目で耕作をやめたとき、3年目でやめたとき、4年でやめたときとか、そういう金額というか補助の返還の金額あたりまで深く説明してこの事業に取りかかっているのか、そのところをお尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

補助金の返還ということで交付要綱に定めております。補助事業を完了後5年間は作付をしてもらわなければならないとなっております。基盤整備を行って1年というか1回も作付をされない場合は、補助金全額の返還と。そして、1年作付してもう2年以降は作付しないといった場合は、補助金の5分の4の返還と。そういったことで、5年間は必ず作付をしてもらうということで、これにつきましては申請されるときにこういった条件がありますということで一応お話はしてあります。

○5番（山口 巖君）

ということは、やっぱり1年も長く耕作をしたほうが返還が少ないと、こういう考えということじゃないかと思えます。

それともう一つ、ちょっと考えるところがありますのは、耕作放棄地、耕作地もう売ってはどうしようもないというような農地がたくさんありますが、その農地をこの事業を使って整地して人に転売したとき、そういうときはどういうふうな扱いになっているのか。多分、そういうことも発生するというのももちろん想定しとかないといけないかなど。わかりますか。土地の評価を上げて人に販売したときは、もちろん収入がふえますからね、土地の同じ反別でも整地してありますから。そういうときの判断はどういうふうになされていますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、事業完了後5年間は作付を義務づけしておりますけれども、その後についてそういったケースが出るというようなことは、はっきり申し上げましてちょっと私は考えておりません。まず、農家の方を信頼して、この補助金の事業を行ってもらいたいと考えております。

○5番（山口 巖君）

やはり、一応心配したのは、この田直し事業あたりも見てみますと、書いてありますのは罰則云々、補助金の返還書いてあるのは、町長の許可なく無断で転用したとき、ただそれだけなんです。転用したときはどうするのかというのが全く記載されていない。多分、そっちのほうもそうかなと思うてしたんですけども、そういうことも今厳しい時代ですから、発生するということももちろん想定内で取り組んでいただければと、こういうふうを考えます。

それで、再度町長にお尋ねしますが、農地基盤整備事業の当初予算を見てみますと、補助が400万円、10アールあたりの50万円で、10カ所ということの80%、400万円ということになっております。それと、25年までの内容でこの事業を行うということになっておりますが、24年、25年、来年、また次の年ですね、こういう申請が大きくオーバーしたときの対応はどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きします。

○町長（岩島正昭君）

最終年度で状況を見ながらでございますけども、またるるそういうふうな要望があれば、期間延長もやむを得んのではないかというふうに思っております。

それともう一つ、先ほど転売等々のお話ございましたけども、今の状況では荒廃地で階段工が主ですけども、荒廃地になっておると借地もでけんわけですね、そういうふうな道も悪か、あぎゃんとはつくらんと。だから、利便性があるところは耕作をしても、賃借してもいいというふうなそういうふうな皆さんたちの意向でございますから、例えば人間生身の体でございますから、たとえ5年間そういうようなことで仕事も転作もやりますという場合に、大黒柱が倒れたりなんたりした場合の最悪事態も考えて、そこら付近は転売じゃなくして賃貸契約等々でも処理できるんじゃないかというふうなことを考えております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

今、町長の答弁の中に、25年後も申請状況を見て、見直したいという言葉でございます。

さっきから申しましたように、一番私たち、いまだかつて農家の人たちが高齢者のお年寄りの人たちが話されるのは、太良町はあんなところに田直し事業をやってくれたけん、まだ荒れじつくるるっばいというようなことで、この田直し事業というのがいまだかつて農業政策としては大変いい取り組みだったということで語り継がれているとまで言えばちょっと大げさかとは思いますが、そういうふうに変え喜んでもらった事業じゃないかと、こういうふ

うに考えるところであります。この田直し事業、さすがにこれは私個人として考えてみますと、やはり受益者負担がもちろん発生したわけですから、やはり、個人で出したということもあって、土地に愛着があるのかなということ、この荒廃地が少ないんじゃないかなと、こういうふうに考えるところでございます。

それで、やはり事業の見直しというのを町長も内容の見直し等もちょっと踏み込んで話されたんですけども、これをちょっと単純に計算してみますと、この田直し事業あたりをしますと、携わった農家が152戸、事業した面積が29町5反、事業費が2億2,100万円、補助事業が1,550万円、これまでは今までと違って、農業の農産物ももっと高かったし、費用対効果も出たということで、大きな事業かなと思います。一番私が注目するのはやはりこの反当たり100万円の事業工事価格を出したんですけども、トータルしてみますと反75万円ぐらいで全体が仕上がっているということに注目したわけです。ということは、畑地の整備事業50万円も、果たして50万円じゃなくて、もう少しどうかしてもっと幅広く助成できるのかと、こういう考えもいいんじゃないかということで、町長に話しているところでございますけど、この見直し等ももう少し小さくすると、そうするとまた農家で一番困る、大きく事業するのはいいんですけども、やはり農産物作物というのは微妙なところで地づくりというのに相当時間がかかりますから、大量に整地してもそう簡単にいい作物が一度にできるということでもありませんので、その面積の見直し等もできればやっていただきたいなと、こういうふうにご考えてございます。

それともう一つ、田直し事業、荒廃地対策事業でありますけども、おおむね60%が荒廃地だったと、町長の最初の答弁で数字が出てきたわけですけども、この3年間、建設課長、耕作放棄地の阻止に何ヘクタール、耕作放棄地を改めて何ヘクタール出したと、2つに分けて数字を出してもらったほうが私たちも単純に読みやすいということで、一応3年間を見て考えるという町長の答弁でありますので、その辺を耕作放棄地を阻止するために、面積はこれだけの事業です、荒廃地を新たに整地したのがこれだけの面積ですと、そういう格好で数字を出していただければもう少し私たちも判断がしやすいのではないかと、こう考えるわけですが、どうでしょうか、お尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

3年間という期間におきまして、まだ申請がなされておられませんし、ちょっと全然わかりません。今現在、7件の申請で申し上げますと、約60%が荒廃地ということで、約1万9,000平方メートルのうちの1万3,000平方メートルが荒廃地というふうになっております。残りの部分は、ミカンをつくられていたミカン畑となっています。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ということは、やはり3年間トータルでそういうふうに出していただければと思います。

それと、私、この町長の農業政策というのを見ているわけですが、やはり農業人口が減っている、そしてまた農家の従事者が高齢化ということで、そうそう予算というのも大量に以前のように大型予算ということも組めないと、これは事実でありますし、やはり今後の太良町の農業政策で、今回のような大きい事業というのはそう簡単に残っていないんじゃないかと思うような気がいたします。そんな中で、やはり数少ないこの事業ですので、やっぱりしてよかったなと思えるような事業に仕上げていただきたいと思います。ということは、やはりこの事業を担当課長はもちろんですけど職員の人たちも含めて、いい事業にするのか、まああの事業にするのかというのは、ただ補助金を余計出す、小さく出す、そういうことじゃないわけですね。やはり、費用対効果も含めて、おおこれはいい事業だったなというのは、やはり職員の認識というか意識というものすごく大事ですけど、その辺の指導というか、教育というか、その辺は総務課長、どういうふうに考えていますか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

総務課長ということですけど、職員の指導というような立場で、山口議員が言われましたように、常日ごろ職員には最少の経費で最大の効果を上げるようにというふうなことで話してもおりますし、こういった事業に対しても長い目で見ると効果もあろうし、即効果があらわれる事業等もあろうかと思えます。しかし、今この農業基盤整備事業あたりについても、やはり職員がいろいろお願いして回っても、なかなか農家の方がそれにうなずいてもらえないと、歯がゆさも、私も過去にもちよつとありました。ですから、そういったことを含めて、もっと関係機関とも密に連絡をとりながら、極力効果を上げるように努力していくよう指導をやっていきたいと思えます。

以上です。

○5番（山口 巖君）

何回も申しますように、やはりこの事業がやっぱりいい事業だった、すばらしい事業だった、こうするためにはやはり一年でも長く耕作してもらおうと、これが一番の答えとこうなると思えますので、その点はよろしく願いいたします。

それでは、1点目の3番でございますが、急に降ってわいたようなことで、先月26日に再生エネルギー特別措置法が可決、成立し、来年の7月に施行ということになっております。佐賀県でも吉野ヶ里歴史公園の北側、工業団地を予定して、事業に取りかかるという準備もできているというような情報でございます。そしてまた、武雄、佐賀市など9の町村がこの事業の申請を準備しているというようなことが新聞報道に出たところでもあります。町長が申しましたように、この太陽光発電というのは一番経費がほかの経費として約3倍近くの経費がかかるということもあります。そしてまた、一番大きな問題は、買い取り価格がまだ決

まっていない、そしてまた買い取りの期間も決まっていないということです。それと、今申しました状況の中にありましたように、送電線の設備をどこが持つのか、買い取り会社が持つのか、国が持つのか、どこが持つのかということもまだ決まっていないというような状況でございます。しかし、昨日、鹿野農水大臣が再任されまして、インタビュー等があつておりましたけども、この事業もやはり耕作放棄地に対して取り入れたいというような言葉も出ておりましたので、やはりこの太陽光発電というのはなかなか避けて通れないんじゃないかとかう考えておるところでございます。今条件等もなかなか見えないところで、取り組む、取り組まないというのはやはり少し早いような気もいたしますが、いずれこの自然エネルギーというのは避けて通れない大きな事業になるかとかう考えますところ、やはり太良町も準備というのが必要じゃないかとかう考えるわけでございます。そしたら、今、太良町が、太陽光、これに対する準備とかかわりとか、そういうふうなあとどのくらいまでできるのか、どういうところがあるのか、もしわかっていたら、考えがあつたらお聞きしたいと思いますが、課長。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の県が募集しておりますメガソーラーの構想については、まず佐賀県は住宅太陽光発電、事業所用太陽光発電、及び大規模なメガソーラー発電の設置を一体的に、全国的に先駆けて行い、太陽光王国佐賀を実現しようということで、新エネルギーの施策で一体的に行おうということの一つの事業の一環だと思っております。今回の募集については、県は県内の候補地の一括公表により民間事業者の募集を検討しているところでありますけども、太良町においても、そういう耕作放棄地、当初町長が答弁しましたとおり、耕作放棄地等の内容等も検討しましたけども、非常に厳しい状況でありますけども、これについては情報を逐次仕入れながら検討を考えていかなければならないと思っております。

○5番（山口 巖君）

やはり、この事業というのは今後大きく内容等も変わっていくし、また支援体制も変わっていくのではなかろうかと考えるところでございますので、何かわからないところが多いとは思いますが、情報だけは私たちのところまででも提供していただければ、私たちが大抵助かるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、今、課長ちょっとお尋ねですが、住宅用発電、家庭用発電、太陽光発電ですね、この住宅用発電もいろいろと見直しがなされているところでもあります。近隣の市町村を見ますと、キロワットで補助金を出してみたり、あるいは一工事当たり出してみたりとかいろいろとあるようですが、まず最初にこの近隣の市町村、どのくらいの金額をどういう要件で出しているのか、もし数値がわかればお尋ねしたいと思っております。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、補助制度については、国の補助制度がまず1つあります。これをつけ加えて説明をしたいと思いますけれども、まず国による補助制度で、パネルの最大1キロワット当たり4万8,000円の補助ですね。それと、佐賀県が1キロワット当たり2万5,000円、最高が10万円まで、4キロまでということですね。それと、県内の今現状では、8市町が補助をしております。江北と神埼が20万円、佐賀市、武雄市、鹿島市、嬉野市、白石町が10万円、有田町が8万円の補助を現状では支出している状況でございます。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ということは、やはり近隣の市町村大部分が補助をやっているということでございます。大体この辺太良以外は全部ということになろうかと思えます。ということは、太良町も住宅定住対策とかいろいろ取り組まれておりましたので、その点はいろいろ補助も体制が違ってもいいんじゃないかと思うわけですが、やはり自然エネルギーの普及ということは避けて通れない、こういうことを考えますと、やはり太良町も何かの準備が必要かどう考えるところでありますが、その辺の準備というか考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、佐賀県においても太陽光王国佐賀を実現しようということで、今、住宅用の太陽光発電についても、平成22年度は1万2,183件ありますけれども、これを26年度までについては2万7,500件にふやそうという計画も佐賀県のほうではしてあります。そういう事業計画もありますので、太良町としても、その事業については今の段階ではあれなんですけど事務レベルで検討をしている状況でございます。

○5番（山口 巖君）

わかりました。なかなか補助だけの話で本当に恐縮でございます。

それでは、続いてこの2点目の質問に入りたいと思います。

J Aさが太良資材店舗用地取得についてお尋ねいたします。

この用地取得は、全協または6月議会などで論議され、可決したところでありますが、その後の経過と対応について町長にお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目のJ Aさが太良資材店舗用地取得についての1番目、売買契約についてお答えをいたします。

J Aさが太良資材店舗用地5271.14平方メートルにつきましては、平成23年6月6日に土地売買仮契約を締結をいたしております。その後、6月議会にて不動産の取得について提案

をいたし、6月16日に可決いただきました。また、6月28日に佐賀県農業協同組合総代会にて同意議決を得られております。土地売買仮契約書第5条に、売買契約については佐賀県農業協同組合総代会及び太良町議会の同意議決を得たときに仮契約の内容で本契約が成立したものとするというふうに条文をしたためてますといたしておりますので、平成23年6月28日に契約は成立をいたしております。

2番目の跡地の利用計画と内容につきましては、7月4日に用地利用説明会を行い、現在、町内各種団体等の方々で建設検討会を立ち上げていただき、内容について協議を進めているところでございます。

3番目の跡地の維持管理の考えにつきましては、基本的な考えといたしましては、6次産業化を推進する施設を町で建設、管理運営は民間で実施していただきたいと考えております。以上でございます。

○5番（山口 巖君）

それでは、この1番目の売買契約についてのちょっと質問をしたいと思います。

今、町長の答弁では、6月28日に本契約をしたということでございます。その契約の内容について質問いたします。この契約時に、6月議会のときの説明では、解体は契約に入るか入らないかというような商工課長の説明があってございましたが、この店舗の解体はもちろんJAのほうですという契約であったと思います。それで、そういうふうに契約どおりなのか。それとも一つ、JAが解体をする場合、解約期間というのがなされたと思いますが、その期間をJAが約束を守ってできる状態なのか、まずそこからお尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

JAとの契約については、更地にしてということで、太良町がそれで財産を取得することにしております。それと、期間については、私たちもこの契約書の中には期間を設定しておりませんが、できるだけ早い時期にということで、口頭では12月までにはどうか太良町のほうに引き渡しができるようにということで、私たちは協議をしている状況でございます。

○5番（山口 巖君）

今の答弁では12月までにはということで、JAさんのほうには言っていると、こういうことでございます。しかし、内容を見ますと、あそこは資材店舗ということであります。資材店舗というのは、多くの農薬、雨にぬれてはいけないいろいろな資材が入っておりますので、やはり資材を移動する建物をつくって、そしてそこに移動してその後解体と、こうなるんじゃないかと考えるところでございます。そういうところを考えると、やはりもう少し約束どおりにJAさんも守っていただきたいと考えるところですが、そのあたりの催促というか、要望というのかは、今現在なされているわけですかね。また、12月ま

でになってからなされるのか、どちらのほうですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

私たちのほうも、当初そういうふうでお願いをしている状況でございますけども、聞くところによると、向こうの資材店舗の新しくつくるところの問題とか、いろんな条件で、おこなわれているという状況は聞いておりますけども、私たちは当初お願いしたとおり、できるだけ早い時期に、やっぱり太良町にしないと、私たちもその後の今度は施設の活用がありますので、そういうところを町長からも何回かはお伝えしてもらっておりますので、できるだけ私たちは早い状況でそういうのが決着をつけばいいなと思っております。

○5番（山口 巖君）

それともう一つ、契約時、契約時にはもちろん土地を取得ということで金額が動くわけですが、その内容、もし土地の名義は太良町にして、用地の金額を9,600万円ですかね、やられるのか、幾らか普通は農家は内金とかいろんなことも考えるわけですけども、どういうふうにしての金銭のやりとりはなっているところですか。そこをちょっとお尋ねします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

所有権移転登記の問題がありまして、その所有移転登記が終わった段階で、結果的には所有権が農協から町のほうに引き渡して、その段階で契約金、お金を支払うという状況になっております。

○5番（山口 巖君）

J Aさんもいろいろ都合というかあります。

それともう一つは、ちょうど7月がJ Aさんのほうでは役員の異動というのが大がかりにあっておりますので、その辺でちょっとおくれる可能性もあるかとは思いますが、やはり約束は約束でしっかり守ってもらうよう努力していただくよう要望を強くお願いするところでもあります。

それともう一つ、もう少し計画がおくれぎみとなった、おくれではいけないんですけども、なった場合、検討委員会を立ち上げて今いろいろと協議をしているということですけども、その建物というか設計というか、そういうことに影響を与える可能性というのがありますか。ということは、どの辺まで話が進んでいるかと、検討委員会、という内容になろうかと思っております。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、検討委員会では、どういう施設をつくろうかということで、今いろいろ意見を出してもらっている状況でございますので、できるだけそういうのを集約した段階で、建物の大きさ等が最終的に決まってきます。それと、あと土地がどうしても早く解体をしてもらわない

と、そこにやっぱり図面等設計をしなくちゃいけませんので、私たちもそういうのを状況を見ながら、できるだけ早い段階で、そういう建物の設計等も仕上げたいと思っておりますので、検討委員会でも内容等を早目に精査しながらいきたいと思っております。

○5番（山口 巖君）

検討委員会を立ち上げて協議しているということでございます。この検討委員会は、どういう組織のメンバーなのか。ということは私もう一つ考えるのは、やはり組織の代表というのはどこにも入って協議の場に必ず出てくるわけですが、最近は個人で商社、また市場、私たちは普通商系というんですけれども、ああいう人たちの農家という、漁業者も一緒かなと思うんですけれども、ああいう人たちも多いので、ああいう人たちもそういう場所に参加しているのか、していないのか、そこに興味がありますので、ちょっと検討委員会の代表の組織と名前と数をお尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、検討委員会のメンバーは26名の方がメンバーになっております。農事法人とかそれとか食肉販売、観光協会、たら海苔生産事業所、JAさがとか商工会、たらふく館、ゆたたりの里とか料理飲食店組合、果実協同組合とか、それとか漁協とか、いろんな団体から参加してもらっております。それと、坂口県議にもかたってもらって、そういうのもいろんな人の意見を聞きながら、今度の新しい活性化施設の建設に向けて、今、動いている状況でございます。

以上です。

○5番（山口 巖君）

それと、もう一つ、この近く、愛菜館が建物が老朽化しているということで、いろいろと陳情が出ていたように思うわけですが、この愛菜館からの陳情が出ていた、そしてまたどういう内容なのか。それともう一つが、その対応はどのように考えておられるのか。ということは私思うのは、同じそういう内容の店舗だったら一緒になってもらったほうが経費等も安くつくし、お互いに情報交換等もでき、発展するんじゃないかと思うところでありますので、愛菜館の対応も含めて、2点お尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

愛菜館については、陳情書については、築15年を経過し、老朽化が進み、防犯設備も不十分であることから、建てかえ計画も検討しているので、御支援、御援助を賜りたいということで、町のほうには陳情書がまいております。それと、今回の建設の検討委員会の中にも、太良の愛菜館等も入っておられますので、そういうところで今後の事業実施もあるんじゃないかとは思いますが、いいと思いますけど。

以上です。

○5番（山口 巖君）

それともう一つ、よく耳にするわけですけど、たらふく館とどこが違うのかと、こういうのをたまに耳にすることがあります。ということは、今、町長が答弁の中にありましたように、やはり6次産業化の推進ということをよく町長が申されますが、そういう施設も組み入れてそういう計画なのか、そして今そういう組み入れるときの参加者というか、話し合いの場にどういう人たちがそういうふうに参加されているのか、ちょっとその辺のところ簡単にお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど言いましたメンバー26名の方でいろいろ検討されておりますけども、その中でも町民の要望すべて実現するのは敷地の問題とかいろんな条件がありますので、できるだけそういう方々の意見を取り入れながら、特産品の加工施設等を建設の推進に向けて今検討している状況でございます。

○5番（山口 巖君）

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけども、3点目の質問に入りたいと思います。

今年度から取り組まれている地域づくり事業についてのお尋ねであります。

1番目に地域づくりの事業の内容と広報のあり方について、2番目に申請者が偏ってはいないかと思うところが多々ありますので、その件についてお尋ねいたします。3番目に来年度からの計画はどのように考えておられるのか。

以上の3点を町長よりお聞きいたします。

○町長（岩島正昭君）

3点目、地域づくり事業についての1番目、申請の内容などの広報についてをお答えをいたします。太良町地域づくり事業補助金の広報については、ことし4月に発行しました「町報たら」4月号に太良町の特産品開発を応援しますの見出しで1ページを使い、地域づくり補助金の対象事業と限度額、手続などを掲載し、情報を提供いたしております。また、藤津ケーブルの太良町からのお知らせのコーナーで、町報に掲載した内容を5月26日から7月29日まで放映し、情報提供をいたしております。

2番目の申請者などが偏っていないかについてでございますが、平成23年度の申請者の内訳でございますが、法人が1法人、団体が7団体、個人が1人、合わせて9件の申請があり、事業内容もさまざま、申請者及び事業等が偏っているとは考えておりません。

3番目の来年度の太良町地域づくり事業の考えについては、本年度から3カ年の事業として計画をしており、平成25年度まで継続の予定でございます。

以上でございます。

○5番（山口 巖君）

まず最初に、広報についての質問をいたします。

担当課長に質問ですが、「町報たら」に掲載し、そしてまたケーブルテレビで長く放映したということではありますが、このケーブルテレビの普及、そしてまたこのテレビさんがおられますが、このケーブルテレビの視聴率あたりを考えてみますと、先ほどさほど効果がどのくらいにあったかというのが私は疑問であります。これははっきり言ってそういうふうに申したいと思います。それを考えてみますと、この新規事業、農業基盤整備事業、そしてまた地域づくり事業、こういう新しい事業はやはり女性の方、そしてまた高齢者の方々にはなかなか伝わらないということが多くあります。そんなところを考えてみますと、やはりこういう補助事業とか新しい事業あたりを、回覧板等がございますので、ああいうのはかえって奥さんとかお年寄りの方も多々見られるのがかえって多いんじゃないかと、こう思うわけですが、そういうふうなんで大事なところだけはお知らせということをお願いしたいと思うわけですが、そこはどうでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

それぞれ周知の方法はあるかと思えますけども、広報等で周知しているとは現状では考えておりますけども、来年度に向けてそういう周知の方法についても私たちなりに検討をしたいと思っております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ということは、1つは申請者が偏っていないかという質問をいたしたところ、町長の答弁では偏っていないと思うと、こういうことでございます。しかし、やはり私考えてみたところ、町長がいつも述べている6次産業化、それと含めますとやはり女性の参加者、申請者がもう少しいるんじゃないかなとこう期待していたところでございますけども、これを見ますと、女性だけの参加者、申請者は1団体であったということで残念だなど、こう考えるところでございます。それで、企画課長に質問ですが、この中で申請が9件出ておりますが、まあ1件はということで、8件は事業に移られるということでいいわけですか。それで、一応8件ということで質問いたします。その中で、やはりこの補助事業、これもまた全部足したら補正予算で対応しなきゃいけないような大きな数字になっておりますが、一番私が聞きたいのは、団体、組合、この人たちはこういう製品開発、商品の販売等は初めから予算化しているわけですね、こういう経費としては。やはり言いかえますと、やっぱり準備金、引当金あたりを用意している、そうした場合、もう一つ六四の館、こういう人たちは全く新しい事業を寄って立ち上げるということで、何をやるにしても自己資金というものが必要な

と思います。この六四の館の事業、グループの人数、そしてどういうふうな形で自己資金というのを工面されたのか、その辺がわかっていたらちょっとお尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

そのときに、収支の予算計画書がありましたので、その中で見ますと、事業収益を幾らだと、それと出資金、参加者で1口3万円で30万円と書いてありますので、当初の段階では出資者が10名で事業を開始をされたんじゃないかならうかなと思っております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ですね。やはり、新しい産業、新しい事業、これを立ち上げるときは相当の準備金という、自己資金も必要となります。そこで、一番私が疑問に思うのは、そういう以前に何十年とある団体と、こういう立ち上げる団体と補助率が一緒なのかと、ここを私は疑問に思うわけですが、疑問か疑問でないか、その辺の答弁をお聞きいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の申請については、特産品の開発及び育成に関する事業ということで、これについて補助、限度額が決まっております。それと、特産品の開発及び販路拡大に関する事業ということで、これについては予算の範囲内としておりますので、予算をある程度決めておりますので、その範囲内だと。それとイベント開催事業、これについても最高の限度額が50万円ということで決めております。その事業、実施をされる団体で、そのいろいろな経費等のかかる金額が違うかと思いますが、今回の事業実施については全額同じ補助事業の範囲の中でしてもらおうということで、一応現状ではしております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

これは、以前の村おこし事業といいますか、そっちのほうからの基金の繰り入れだったという説明を聞いております。この事業というのは、そしたら継続ということで、一応区切りはなっておりますが、継続ということで考えていいわけですか。それともう一つ、8の申請者、これ3年間、このままの金額で助成するということですか、1年で終わるということですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

この事業については、太良町地域づくり事業基金の果実を使って、それとその中の項目で今回は事業実施をしているわけなんですけれども、まず事業計画としては3カ年ということで今のところ計画をしております。それと、事業については、継続してできる事業もありますし、それぞれ1年で終わる事業もありますので、まずそれぞれ毎年その事業事業によっては

申請をされるというのものもあるかもしれませんが、今回については年度別で一応事業については終わるという状況でございます。

○5番（山口 厳君）

時間的に、最後になろうと思います。

しかし、やはり私思うところは、いろいろこのメンバー見てみますと、わさび苑さん、やはり金額も大きい、しかしやはり思うのはあそこを通ってみますと、相当の雇用というのを生み出しているという兼ね合いもあります。だから、こういう事業というのは、町にどのくらい貢献するのか、もしかして個人的に有利になるのか、その辺も幾らか加味していただいて、予算のパーセントを変えるということもできますからね、そういうことを含んで取り組んでいただければと思います。

なかなか厳しい質問ばかりで本当に申しわけありません。これをもちまして質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（末次利男君）

暫時休憩いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ直ちに会議を開きます。

3番通告者、見陣君、質問を許可します。

○9番（見陣泰幸君）

議長の許可を得ましたので、通告書に沿って質問いたします。

国道207号線沿いの整備について、1番、太良町内において国道207号の歩道整備の進捗状況を質問します。

2番目、通学路の安全対策について、そして1の項において、今までどのような対応をされてきたのか、それもわかっておればお願いします。

○町長（岩島正昭君）

見陣議員への答弁につきましては、1番目を私が答弁し、2番目につきましては教育長に答弁をさせます。

それでは、国道207号線沿線の整備についてお答えをいたします。

1番目の太良町内において、国道207号の歩道整備の進捗状況についてでございますが、太良町内の国道の延長は13.2キロメートルで、うち歩道がないところは糸岐橋から亀崎ドライバー休憩所までの0.7キロメートルでございます。このように、歩道の設置は進んでおりますが、幅員が狭いなど改良が必要な箇所があり、現在、県では拡幅等の改良工事を順次行

っております。最近では、伊福地区、江岡地区及び栄町地区の改良が実施されており、里地区の改良のための調査が今年度に行われることとなっております。

以上でございます。

○教育長（陣内碩泰君）

国道207号沿線の整備についての2番目、通学路の安全対策についてお答えをいたします。

太良町での国道207号線を通る通学路につきましては、多良小学校三里分校を除く町内小・中学校4校のすべての学校において通学路の一部に国道207号線が含まれている状況でございます。通学路の設定は、何よりも児童・生徒の通学時における安全確保を目的としているもので、学校までの道路の中で、安全性やその周辺の交通事情、防犯上等を考慮し、各学校が地域やPTAなどと調整を行いながら、児童・生徒にとって一番安全な道路を通学路としている状況でございます。これによりまして、児童・生徒に対する安全指導や登下校の状態の把握が容易にでき、視点を絞って問題解決の協議ができるなどの効果が期待できるものでございます。児童・生徒の登下校時における安全管理につきましては、班別登校や集団下校、防犯ブザーの携帯並びにPTAによる通学路の確認等、さまざまな対策を各学校で工夫を凝らして行っているところでございます。また、中学生については、徒歩に加え自転車による通学もふえることから、交通手段に応じた安全管理が求められております。通学路の安全確保には、児童・生徒の行動が大きくかかわっており、個々による自己管理が極めて重要となっております。したがって、安全管理だけでなく、児童・生徒に対する学習面での計画的な指導も重要であり、学校、家庭、地域が連携し、それぞれの役割の中で責任を持って指導に当たることが最重要と考えております。通学路につきましては、町といたしましても一層の状況把握と安全確保に努め、児童・生徒の安全管理を図っていききたいとそう考えているところでございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

それでは、1番の項から質問をしていきます。

先ほど、歩道がない場所は1カ所しかないということを答弁いただきましたけど、これとは別ですけど、今までこの207号整備の陳情書なりなんなり、県に要望をされてこられた経緯を教えていただければと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今、歩道がないところについてということで、よろしいでしょうか。

○9番（見陣泰幸君）

できれば、そのほかについて要望がしてあれば、そこら辺までお願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

207号で歩道がないところは、糸岐橋から亀崎ドライバー休憩所までの1カ所となっております。この箇所につきましては、国道207号改良促進期成同盟会という協議会があります。これは、江北町、白石町、鹿島市、太良町、諫早市、長与町、時津町と、この7市町で組織されていますけど、この同盟会によって、平成16年度から毎年、国、県に要望は出しております。ただ、いまだかつてちょっと整備には至っておりません。ほかの箇所につきましては、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、伊福地区から江岡地区、栄町地区といったところにつきましては要望どおり事業が行われております。それと、里地区につきましては、里地区の一番長崎よりのガードから烏賊浮橋の相中でありまして、一部狭いところがありまして、これにつきましては平成22年、去年の9月だったと思いますけど、大浦の小・中学校それとPTAから要望書が出ておりますので、町からも県のほうにその要望書の提出をいたしております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

207号線の歩道が、今1メートルぐらいしかない場所がどれぐらいありますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

歩道につきましては、場所によって片側歩道、それと両側に歩道が設置されているところがございますけど、片側歩道で1メートルぐらい狭いところは大体4カ所あると見ております。地区で申しますと、油津の病院前から南のほうに大体200メートルぐらいだと思っておりますけど、それと先ほど申し上げました里ですね、里地区、それと野上のバス停からドライブインの海望さんあたりまでの区間ですね、それと亀ノ浦の中嶋医院の前の信号から大浦小学校付近までと、ここが片側歩道であり、幅員が狭いところというふうに見ております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

それでしたら、4カ所ということですけど、今現在、国道において、歩道の幅の規格ですかね、メーター数、それが一応決まってるんじゃないかと思うんですけど、それは今、規格はどれくらいになっていますか。

○町長（岩島正昭君）

私のほうからお答えいたします。

まず、今、新設改良、新しく国道のつけかえ、あるいは県道等につきましては、自歩道、自転車と歩道と、自歩道ということで大体3メーターが基準でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

この問題については、また後で触れたいと思いますけど、今、207号の整備が16年から要望してあると聞きましたけど、一応候補に上がっているのか、まだ調査段階なのか、調査段階であれば調査がどれくらい進んでいるのかを質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まだ、はっきり申し上げまして、白紙の状態であると考えております。県のほうには、毎年この要望は出しておりますけど、はっきり申し上げまして、国道に住宅等が建設しておりますので、ちょっとなかなか用地の確保が困難であるということと、もう一つはこの箇所の国道と並行して、旧国道が走っているということがありますので、なかなか実施に至っていないというふうに思っております。

○9番（見陣泰幸君）

まだ白紙の状態ということで、ちょっと平成16年からもう10年くらいたつと思うんですけど、本町、陣ノ内を言いますと、地域からも陳情書が出てるんですよ。用地確保なんかは、そういうあたりは簡単にできるんじゃないかと思うんですよ。ほかのところも、その地区と協議してもらえばそういう答えも出るんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうお考えですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

確かに、陣ノ内地区と本町地区から要望書が出されておりますけど、その要望につきましては、町も要望を県のほうに上げております。ただ、県のほうとしましては、先ほども申し上げましたけど、住宅等がありますので、その工事以上に補償費等がちょっとかかるというようなことで、費用対効果等を考えて、町道の江岡・陣ノ内線、旧国道が並行して走っておりますので、県のほうとしてはちょっと今のところまだ調査も行っていないというようなことだと考えております。

用地が、やっぱり一番の問題になりますので、用地の補償となれば、ちょっとその関係者の方が了解を得たとしても、今度は移転先とか、ちょっとずらすだけの用地とかがあればその辺はクリアできると思いますけど、そういうことでなかなか進んでいないというふうに思っております。

○9番（見陣泰幸君）

それでしたら、今まで国道沿いの民家に飛び込もうとしたり、そういった事故なんかは何回かあったと思うんですけど、そこら辺の把握はされてますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

過去に、そういった車が道路から外れて住宅に飛び込もうとしたりとかというのは、私が

知ってる限りでは、確かに陣ノ内地区とか江岡地区、亀ノ浦でもあっておりますけど、すべてを把握してはおりません。

○9番（見陣泰幸君）

そこら辺の把握をされているようであれば、国や県にちょっと陳情書を出したりするとき、そこら辺をどういうふうに伝えてあるのか質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

通行に歩道が狭いまたはないということで、通行に危険なためということで、国、県には要望しております。付近の住民の安全を確保するためというようなことで、要望の内容になっておりますけど、具体的に家に飛び込もうとしたりとかなんとかというのは上げておりません。

○9番（見陣泰幸君）

できたら、県とか要望出すときは、そこら辺まで詳しくつけて要望していただければと思いますけど、そういうところはどうか。

○建設課長（川崎義秋君）

そういったことが起こった場合は、県のほうは必ず現地に来てそういった確認をしておると思いますので、一応県のほうでも把握はしてると思いますけど、今後要望の中にそういったことも内容的に入れてはいきたいと考えます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

先ほど答弁いただきましたけど、国、県は費用対効果ばかりを言われます。しかし、地域住民としては、費用対効果の前に危険度を重視していただきたいと思いますが、そこら辺の要望はどうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

町としましては、地元から要望があった場合は費用対効果は抜きにして、すべて県のほうに要望等は上げております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

そこら辺を重視して要望していただきたいと思います。

今度は、大浦駅付近の、これについては通学路も関係するかもしれませんが、続けて質問させていただきます。

大浦駅付近の状況について、送迎にきた車で混雑していると聞いています。そこら辺をどれくらい把握しているのか、行政として。質問します。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その話は、現実には私見に行ったことありませんけれども、交通当番が、もうすぐまた秋の交通安全週間が始まると思うんですけど、そういう場合に見られるかもしれないんですけど、私個人としてはちょっと見ておりませんが、そこで迎える父兄さんが子供さんを迎える車で混雑しておるといことは聞いております。

○9番（見陣泰幸君）

その大浦駅付近の混雑の時間帯あるいは今まで現在までに事故等があつてないのか、そこら辺は把握しておりますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

事故が、そこで、その迎えるにきた車等で事故があつたという話は私は聞いておりません。

○9番（見陣泰幸君）

いずれかは事故があるんじゃないかという気がして、こういう質問をしておりますけど、そこら辺を、駐車場が狭いとか、いろいろあるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺、JRとの協議も必要になってくるとは思うんですけど、駅舎をつぶしてって、これは考え方の一つとして、駅舎をつぶして、そこら辺の用地があれば用地を広げて駐車場を広くするとか、そういう考え方はどうでしょうか、ないでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

それにつきましてはいろんな考え方があると思いますけども、差し当たっては、その駅舎の国道を越えて広いところがあると思うんですけど、そこら辺を、一応対策としては、そのお迎えるの車が来る場所に指定したりしてお願いをしたいと思うんですけども、むしろ子供さんたちが国道を越えるときに事故に遭うということが出てきたり、そういう場合するものですから、どれが一番正解の解決方法なのかというのはちょっと今のところは対策がなかなか難しいなど。だから、差し当たっては広いところに、子供さん方が国道を越えて、そこで乗りおろしをしていただくというのが、現実的には一番いいんじゃないかなというふうには思います。

○9番（見陣泰幸君）

駅付近なんかは、花壇、地域のボランティアの方が花壇なんかをきれいにされて、努力されてるのはわかってるんですけど、やっぱりそこら辺で、それは関係ないと思うんですけど、歩道を通るとき、歩道がやっぱり夕暮れ時は見にくいということもあると思うんですよ。そこら辺を早急にさせていただきたいんですけど、やっぱりJRが一番汚点、汚点という言い方すれば悪いんですけど、ちょっと難しいかなと思うんですけど、早急にJRとの協議とか、

そこら辺も含めた上で進めていただければと思うんですけど、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

大浦駅前につきましては、私のほうからちょっと御答弁させていただきますけども、私も何回か街頭指導で大浦駅前に行ったことがございますけど、確かに駅前の歩道は狭うございます。あそこの付近は連檐家屋がずっとありまして、以前土木事務所にも協議をいたしましたけども、工事費がうんとかかるということで検討事項で保留された経緯がございますけども、今、見陣議員から、あそこのむつみの会ですか、花壇をしていただいておりますけども、あの件につきましても亀ノ浦地区の消防から、あそこはどうしても行きにくいということで、あそこの半地を広げてくれんかという要望がございまして、るるJRとも協議しましたが、あそこに地下の埋設ケーブルが入っておるということで、そこら付近は取ってくれるなというふうなことで、お隣のほうのJAの駐車場に確保した経緯がございます。だから、そこら付近を加味しますと、すぐ横にJAの大浦支所の駐車場がございますから、できればそこを高校生、朝、お迎え連れてこられる父兄さんの方にはそこで下車をさせていただくというのが一番ベターじゃないかということで思っております。そういうことで、御父兄さんが納得いただければ、私のほうからJAのほうにも協議をして、一時そこら辺の使用等々についてはお願いをしたいというふうに思っております。

○9番（見陣泰幸君）

そうなってきますと、歩道に時差式信号機、そういうのも必要になるんじゃないかという気持ちがあります。そこら辺でどうですか、今後協議は。

○町長（岩島正昭君）

JAさんの駐車場につきましては、大浦駅舎との並行、並びですから、道路の横断はないんですよ。ただ、車の出入りがちょっと大変だなと、点滅式が要るんじゃないかなというふうに思います。

○9番（見陣泰幸君）

この件は、早急に協議をしていただきたいと思います。

そして、路肩の管理、清掃、これはどういうふうな対応をしておられますか、今現在。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

県のほうで建設業者さんと契約をされております。その業者さんのほうで路肩の清掃、草払い等は実施を行うようになっております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

今、予算が少ないのかどうなのかわかりませんが、国道の通学路においても草の伸びが早いと。整備がおくれているんじゃないかという地域の人の意見を聞いたりするんですけど、

それについては地域の人がPTAで出たりとか、そうやって整備をしている地区もあるようです。そこら辺はどうでしょうか。やっぱり予算が少ないのでさばけないのか、そこら辺言えるところまででいいですから、お願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

確かに、今月に入ってもちょっと草払い等が実施していない箇所がございましたので、私のほうも県のほうにいつしてもらえるのかというようなことで確認をしたところですが、県のほうは業者さんに、できれば夏休みの間にしてもらうように指示は出してたらしいんですけど、その業者さんのほうが、はっきり言いまして、人夫さんの都合ができなかったということで、少人数で実施されておりましたので、すぐに対応できなかったということでもあります。それと、確かにPTAの方で、県道の竹崎・上田古里線とかもしてもらっているようですが、それにつきましては、私のほうでは県とどういうふうな内容でなっているのか聞いておりません。できたら、県のほうも予算はそう何回も年に草払いをするような予算はないと思いますので、そういうボランティアで行われるようなところがあれば、地域の方でももらえればと考えております。

○9番（見陣泰幸君）

国道が主体になるんですけど、年に何回清掃しているのか。そういった場合、予算がないということであれば、ボランティア、地域の人、PTAあたりに頼んでするということもあろうかと思いますが、やっぱりそこら辺は地域と協議されたことがありますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

町のほうで協議したことは、私の知ってる範囲ではございません。ただ、県と地元と、もしかしてされているところがあるのかもわかりませんが、済みません、それについてもちょっと今のところ把握しておりません。

○9番（見陣泰幸君）

年に何回しているのか。それと、地域との協議も、今から先、県に要望するときも1年に1回しかせんとか、そういう予算がないのであれば、やっぱり地域の人と協議して、そこら辺もどういう対応をしていくのか話し合いをしていただければと思いますけど、そういう考え方はどうですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

県のほうに、今、御指摘のあった件につきましては伝えまして、そういった協議の場とか、できたら持ってもらうように一応話はしてみたいと思います。

○9番（見陣泰幸君）

それでは、次に通学路の安全対策についてに入りたいと思います。

まず、多良地区のほうからですけど、多良地区においては、国道じゃなく旧国道ですね、旧国道なり、中道なりを利用しているとは思うんですけど、そこら辺についてどういう対策をとっておられるのか質問します。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

多良地区の旧国道、中道というようなことですけど、基本的な学校の考え方、通学路に対する考え方ということで、国道、中道も関係いたしますけど、各学年、各クラスにおいて、担任の先生から、通学、交通安全、事故に遭わないためのそういう知識を安全指導を行ってもらっております。また、登校の際ですけど、登校の際には決められた通学路、いろんな地区からの通学路がありますので、その通学路を地区ごとで集団登校をします。そして、集団登校の中で、集団登校の先頭には班長が立ってもらって、一番最後尾には副班長が立ってもらって、安全の確認をしながら学校まで通ってもらおうというような流れでございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

今、特にPTAの方が主になると思うんですけど、今現在やっぱり共働きの方が多いと思うんですよ、そこら辺でボランティアの人に、特に帰りは多分いいとは思うんですけど、朝ですね、登校の場合が一番難しいんじゃないかと。立ち番の方はおられるんですけど、その相中がどうなっているのかという、把握しづらいとは思うんですけど、そこら辺についてはやっぱり班長に任せて今登校しているのか。それが100%とは言わないですけど、どこら辺まで浸透しているのか、そこら辺を質問します。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

通学路の安全確保につきましては、議員御指摘のとおり、地域全体で見守るという形がとればベストでございますけど、各地区からの通学の状況を、私の今の現段階では、勤めてらっしゃらない保護者の方は途中まで一緒に歩いていたりとかされているような状況もありますけど、基本的には集団登校ということで、子供たちで協力しながら事故に遭わないように自分たちでそういう安全確認を、横断歩道を渡るときにはきちっと1年生から、下級生からそういう指導がなされているものと思っております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

207号の歩道整備を要望したとき、県からは中道を利用してくれとか、旧国道ですね、そこら辺の答弁、返答があったと聞いてます。ちょっと今考えて、例えば国道、先ほど3メートル以上規格がなってますということを知りましたが、もし3メートル整備されたとして、

それを頭に置いて、今、旧国道とかほかの中道を通学路にした場合、どちらが安全だと思うですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

国道の歩道がもし整備されたらというようなことですが、実際、その中道については歩道もございません。ないような状況で車と重なるような状況で登下校するようなこともあっております。国道沿いが整備された場合ですが、これについては中道との検証をしながら、通学路あたりもどっちのほうが一番ベストなのか、そこら辺はまた検証させていただきたいと思っております。

○9番（見陣泰幸君）

ここに、特に教育長もいらっしゃいますので、家の前が旧国道ということで、そこら辺の子供たちが登校、下校よく見てらっしゃると思うんですよ。そこら辺において、どういう気持ちで見ておられるのか質問します。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

議員御指摘のように、私たちはとにかく児童・生徒の安全確保ということを非常に重要視しておりますので、その中でも交通安全というのは非常に大きな課題でもございますので、これについては、日常の指導だけじゃなくて、交通安全教室開いたり、さまざまな対策を講じているところでございます。御質問の、それではその状況はどうかということでございますけども、完璧にきちんとしていってる状況かと言われれば、それは余り自信を持って言えるという状況にはないとは思いますが、子供たちも交通安全についてはかなりやっぱり先生方の指導の周知がなされているというふうには思っておりますので、登校時におきましても、立ち当番をしてもらって見てもらえばわかりますけど、かなりきちんとした態度で登下校をしてもらっているんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

続けて、大浦地区のほうに行きたいと思っておりますけど、多良と違って大浦の国道はカーブが多いと思うんですよ。そして多良地区よりか国道を通学路に利用するのが多いかと思っております。そこら辺の対応としてどういうふうな考え方で対応されていますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

確かに、里地区だけでなくして、最終的に学校に到達するためには、国道を横切ったり、通過しながら来るようなところが多ございますけど、207号線につきましては、カーブも確かに多くございますけど、上りや下りの坂とかそういった勾配もあったりする箇所も結構ご

ざいます。学校の通学路に対する安全対策をどうしてるかということですが、これについてはカーブのみならず、全地区に年間を通した集団登校を大浦地区は小学校とかは行っております。下校の際ですけど、毎週水曜日については全校生徒をグラウンドに集めてもらって、全生徒に対する安全指導を行った後、各地区に分かれて集団下校を行うとかという実施もされておりますので、そういったことで学校側の安全に対する対策ということは、今申し上げた状況がベストなのかどうかまだちょっとわからない点がございまして、不足する分があればこの分については学校側と協議をしながら、例えば週に2回とかということで実施をしていければなおのこと子供たちの安全確保に対するそういう認識というか知識も植えつけることができるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

里地区に限らず、その先の亀ノ浦の手前の広江からの間、そこら辺でカーブが多いようです。カーブを車がスピードを出して曲がる時に、やっぱり生徒たちのほうの歩行をしているときに心配だということで、考え方としては、歩道の手前、国道と相中にガードレールですかね、そういう設置という考え方は考えたことないですか。どうですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

現段階で、ガードレール、ガードパイプの設置ということは考えたことはございませんけど、経費的な設置の云々じゃなくして、私が今現在考えていることは、その登下校の安全確保にどういうことをしていけば100%ってなかなか難しいことではしょうけど、子供たちの安全の守る確率を上げるための、その先生や保護者や地域の理解を得た例えば送迎の継続とか、送迎あたりを行って、通学路の安全の確保を講じることができれば、それイコールそういう整備ができればと思っております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

安全対策ということで今質問したわけですけど、やっぱりカーブで、外カーブのほうが危ないと思うんですよ、そこら辺だけでもそういう対応を考えていただければと思います。

次に、中嶋病院前の信号機から大浦小学校まで、特にあそこの歩道が狭い、特に狭いと思うんですよ、通学路にしてはですね。そこら辺で、対応策といえばなんですけど、どういふうな今取り組みをされているのか質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

その歩道の整備の取り組みということでしょうか。通学路としての取り組みということでしょうか。

○9番（見陣泰幸君）

今のは、通学路の安全対策ですので、通学路、今あそこ通学路として使用されてるとは思
うんですよ、それによって地域として、PTAとして、通学生徒の安全対策はどのような対
策をしておりますかということです。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

重複する点がございますけど、基本的にはまず子供たちにどの道路が通学路なのかという
ことで、各担当の先生方からは子供たちに対して指導をしていただいております。また、集
団下校の際とかも、全体に浸透していただくような流れで説明をしていただいとるわけす
けど、確かに中嶋医院から大浦小学校までの国道沿いは狭い歩道でございます。したがいま
して、危険性がある箇所だと私たちも思っておりますので、小学生に対しては国道の裏側の
ほうの川沿いの道を通学路として、そういう指導の徹底をしているところであります。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

こういう場所については安全対策をとるということで、教育関係だけでなく建設課と合
同で話し合いをして、要望書も出していただければ助かると思います。よろしく願いま
す。

それで、今現在、小・中学生ですけど、通学手段としてバス通学とか、バス通学者は何名
ぐらいおられるのか、質問します。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

バス通学者につきましては、多良地区で波瀬ノ浦地区から10名程度でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

将来を見据えてのことですけど、これから先通学路の整備が思うようにままならないとい
うことであれば、通学バスなんかをこれから先考えていく考えはないのか質問します。

○学校教育課長（野口士郎君）

現段階では、通学バスをもし考えとした場合は、多良地区、大浦地区というような流れ
になってくると思いますので、今の段階では通学バスについて設置するとか採用するとか
いう考えは現段階ではございません。

○9番（見陣泰幸君）

しかし、通学路の整備がままならないと、将来を見据えた考え方としてはそこら辺も考え
ていかなければならないのかなと。オレンジロードもできたことだし、そこら辺も利用し
やすいんじゃないかと。そこら辺の協議も今後大事になってくると思うんですよ。そこら
辺で協議のほうはどうですか。そういう考え方を持っていただけるのか質問します。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

現段階で、はっきり方向性を示すということは、なかなか私の立場で難しいところがございますけど、本日の見陣議員さんのほうから御指摘、御要望があったということは心の中にしっかり受けとめさせていただいて、それとあわせて先ほども申し上げましたけど、通学路の安全対策につきましては、再度各小・中学校と通学路の現状を検証をして、学校、PTA、地域の協力を得て、今後厚みを増した通学路の安全確保と交通安全の対策、防犯対策に万全を尽くしていきたいとは考えております。回答にならなかったかわかりませんが、その要望というか考え方についてはそういう方向で私ども受けとめさせていただきますので、以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

現在、将来を見据えた上で話し合いを進めていただければ助かると思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（末次利男君）

昼食のため暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ直ちに会議を開きます。

4番通告者、川下君、質問を許可します。

○8番（川下武則君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、今回の質問は4点であります。

有明海再生と太良町の取り組み、2番目に定住促進対策、3番目に有明海沿岸道路の計画路線、4番目にふるさと納税の活用についてでございます。

まず、1番目の有明海再生と太良町の取り組みについて、町長のお考えを聞きたいなというふうに思っております。

政府は、諫早湾開門を表明したにもかかわらず、その後何の進展もないし、今後の動きについてもどうなるか全然先が見えない状態だと思っております。本町は諫早湾に一番近いところに隣接しているということもありまして、何とかここで打開の道を町長みずから旗振りをしてもらってやっていただければなあという思いで質問をしております。よろしく願いいたします。

2番目に、今年度もタイラギがたくさん立ち枯れをしております。原因としては、貧酸素、

貧栄養、水流域の減少と、いろいろなことが考えられますが、国、県としては漁場再生のことに関して本気で取り組んでいるのか、いまだそれが見えないと、漁民の方からそういうふうに聞いております。町としての漁場再生の取り組みを聞きたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

川下議員の1点目、有明海再生と太良町の取り組みについての1番目、政府は諫早湾開門を表明したにもかかわらず、その後何の進展もないが、今後の動きについて町としてどう考えるのかという質問にお答えいたします。

平成22年12月21日午前0時に、国営諫早湾干拓事業潮受け堤防排水門の5年間の常時開放を命じた福岡高裁判決が確定をしております。国は、判決が猶予期間として認めた3年以内、平成25年12月までに開門調査の実施を義務づけられております。開門調査のスケジュールは、環境影響評価の中間報告、地元との協議、開門方法、開門時期、対策工事の決定、対策工事着工、工事完成、開門調査実施という流れになっております。スケジュールに基づき、平成23年6月10日に、農林水産省は、国営諫早湾干拓事業潮受け堤防排水門の開門調査に伴う環境影響評価の中間報告を公表しております。その中では、3通り、4案の開門方法に応じ、事前対策費の試算や開門に伴う環境変化の予測がなされております。国は、今後、中間報告をもとに、佐賀県、長崎県など、関係県や早期開門を求める原告弁護団と具体的方法について協議を進める予定でありますので、国の責任において、丁寧に説明して、農業にも漁業にも支障がないように進めていただくことを熱望し、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

2番目の今年度もタイラギがたくさん死滅していると聞く、原因として貧酸素、貧栄養、水流域と考えるが、本気で国、県は漁場再生を考えているのか、また町として漁場再生の取り組みを問うとの質問にお答えをいたします。

近年、有明海は潮の流れの変化、底質の悪化、赤潮の多発、貧酸素水塊の発生など、漁場環境が悪化し、二枚貝などの資源量は大幅に減少したまま回復せず、漁船漁業は深刻な状況が続いております。今年度のタイラギにつきましては、議員御指摘のとおり、太良沖を除いては、ほとんどへい死している状況でございます。国、県においても、モガイ殻散布、海底耕うん、餌料培養礁を設置、稚貝発生状況調査、底質調査、底性生物調査、漁場効果調査を行い、漁場再生に向けた取り組みが進められております。

町としての漁業再生の取り組みといたしましては、モガイ殻導入経費の助成、モガイ殻集積場整備助成、アサリ漁場整備助成、ガザミ蓄養試験への助成、蓄養ガザミ施設整備助成を実施してきたところでございます。このような取り組みをもとに、県や沿岸市町と一体となって、さらなる国への有明海の漁場再生の早期実現を求めながら、国、県の継続的な調査研究とあわせて水産資源の回復技術確立に向けた総合的な取り組みを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

今、町長が答えてくれた部分は、非常にありがたいお言葉なんですけど、実はこれはけさほど諫早湾の埋立地の中からとってきたアオコが入ってる淡水のやつです。これが、その中に、この下にある部分です。議長のほうから余り大きいのを見せたら品が悪いというので、ペットボトルに入れて、一応町長、副町長にこれを1回かいでもらいたいなというふうに思っております。済みませんが、いいでしょうか。

悪臭をかいでもらって非常に恐縮でございます。実は、何でこれを今においをかいでもらったかと言ったら、本当はこれもあわせてかいでもらいたいです。この淡水の中のおいはほとんどしません。普通のほとんどにおいがしない真水と一緒にです。ただその下にあるヘドロが非常に悪臭を伴っております。臭いものにふたをするような感じで、これが上に来ております。ここに浮いている部分がアオコと言われる部分です。正直な話、今さっき町長も4段階、5段階の開門調査をどうやるかということと言われておりますけど、する前に、結局、今10年も幾らも諫早湾の中を締め切った堤防の中にある部分を早くまず撤去して、それから開門のほうをしないと、この前の8月14日にこっちのほう大雨が降ったときに、実は私も向こうに、諫早湾のほうにちょっと出向いていきました。ある程度水位が上がったら自動的に流すようになっております。その流す水を見たら、泥濁りと一緒になっているものですからよくわからないんですけど、赤黒くなってて、漁場に、有明海にしては非常にいい印象ではないといいますか、だれが見ても非常に厳しい状態です。そこで、はっきり言って、担当課長あたりと一緒に連れていこうかなというふうに思っていましたけど、たまたま盆休みでもあるしということで、ちょっと私も見に行ったんですけど、そういう部分で担当課長にちょっとお伺いします。できれば、今度100ミリ以上の雨が降ったときは多分開門をしたいと思います、そのときにまず見に行ってもらいたいなという思いがあるんですけど、どうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

私もあそこの堤防のところ3度ほど見に行ったことがございますが、あいにく雨の日じゃなくて晴れた日でございます。そういうことで、100ミリ以上ぐらいの程度の雨が降った場合は、ぜひとも見に行きたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○8番（川下武則君）

前向きな発言ありがとうございます。何でこれをまた今さらながら取り上げるかといったら、もうはっきり言って、政府も裁判で国が昨年12月に判決で控訴しなかったのは、もうこの時期を逃したらはっきり言って取り返しがつかないと、再生するにはちょっと厳しい

だろうと、多分前菅総理がそういうふう判断したんじゃないかなというふうに思っております。

実際、私も近くの港とかなんとかに、魚をどんなふうかなと思って、小長井漁協のほうの港のところに見に行きました。ただ1つ、うちにきの大浦港と小長井漁港のほうと違うのは、魚が小魚がいません。小長井のほうに行ってもらったら非常にわかります。ハゼとか小さい魚が非常に少のうございます。というのは、何でかといったら、やっぱり雨がひどく降ったときに、どうしても防災対策のために、雨水をどうしても上のほうから流す、潮が満ちとろうが引いとろうが関係なしに、ある程度の量がたまったら門をあけて流すようになっております。その流れた部分で結局小魚が育たないんじゃないかなと思っております。大きい魚はある程度沖に行っても育ちます。だけど、小さい魚はどうしても沿岸部で栄養の余り動かないでもえさが食えるところでしか育たないんです。私も小さいときからこの有明海で育ってきましたし、有明海で生活を営んできました。その中で、得た教訓といいますか、そういう部分を熟知して見に行ってるんです。今度、担当課長も来てくれるということなので、そこら辺にぜひ期待したいなと思います。

これは、町長にお願いなんですけど、できれば今、大浦支所のほうも有明海漁業組合の一つの支部になっておりますけど、できれば支所と一緒にって諫早湾の何とか再生を、また有明海全体の再生と一緒にってやってもらいたいなという思いがありますけど、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

この件につきましては、太良町だけじゃないですよ、有明海沿岸、4県、いわゆる佐賀県でも3市2町ですか、そういうようなことで、単独じゃなくして私は団体でそういうふうな関係市町合わせて漁協と一緒にって当然行動するべきだと思っております。ただ、単協で動いても何の効果と、幾らか効果はありましようけど、団体でそういうふうな交渉をしたほうが多いに効果はあると思います。

以上です。

○8番（川下武則君）

ぜひ、今言われたように、単体で動くよりも全体的にということでありまして、私もそれはそれでいいかと思えます。だけど、せっかく大浦支所、たら支所も太良町ではかかえております。委員長さんあたりと密に会議とかいろんな部分をしてもらってやっていただければなあというふうに思っております。

実は、きのうおかげで私も有明海漁業組合の今度新しく組合長になられた草場さんという方ときのうお会いすることができて、いろんな話をさせてもらった中で、そういう部分に関しては町長とまたお会いしたりとか、意見交換等は幾らでもしたいというふうなお話も伺いましたんで、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次に、タイラギの立ち枯れも含めてなんですけど、きのうその草場組合長さんともお話をしたんですけど、タイラギとかそういう部分がなかなか育たないのは、やっぱり貧酸素、栄養を含めてなんですけど、実は私も港湾工事をやっております、実は長崎県の琴海町の尾戸半島というところから長崎空港に向かって7キロのパイプを引きまして、海底に、そこから酸素をやっております。おかげをもって、うちの人間も1カ月に一遍ずつぐらい調査をしております。徐々に徐々にですけど、ナマコの小さいナマコがその酸素、パイプラインの上でずっと竹を立ててんですけど、そこをずっと目がけて潜って調査をしてるんですけど、生物が幾らかでも寄ってきてるということなんです。そして、タイラギとかアサリとかアカガイというのはなかなか動けないといいますか、そこに1回付着したら、魚とかスズキですね、スズキとかタイとかというのは泳いでどこでも行けるんですけど、なかなかタイラギはそこに1回生息したらそこから動けないものですから、そういう取り組みも大事じゃないですかということで、組合長さんともお話をしたところ、草場組合長さんも実は自分もそのテレビを見たということで、酸素を供給して、そこでうまいこと漁場再生がなっているということも言ってもらいました。そしたら、それ川武さんたちがしたっすかということやったもやけんが、そうですねということでお話をしました。実は、それがうまいこといったもんですから、今、西海市のほうから川棚のほうに向かって、2本目のパイプラインを入れております。それがうまいこといか、いかないかは別にして、さっきも久保副議長のほうにも実は旅館業をなされてるんで聞いたところ、カニも2カ月や3カ月は酸素さえ供給してたら生きるみたいです。それぐらい有明海を一つの生けすとみなしたら、酸素の供給を十分にやっていたらタイラギとかなんとかは育っていくんじゃないかなというふうに私も思いますし、それが可能かどうかは別として、そういう予算づけもやっていくべきじゃないかなというふうに思っております。話が大きくなってしまって、担当課長じゃちょっと答え切れないかもしれないですけど、私も長崎大学の教授とか、長崎の業者さんの下請になって、そういう部分も勉強させてもらっております。もしよければ、そういう部分も1回担当課長あたりがまず私と一緒に来てもらって、どういうふうにしてるんだというのを見てもらえば助かるなど思ってるんですけど、そこら辺は担当課長いかがでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、貧酸素水塊というのが有明海各地区で、地域で発生をしていると。それを解消するには、先ほど議員言われたとおり、そういう方法もあろうかと思いますが、莫大なランニングコストがかかるということで現実的ではないというお話も、ある会議等ではお伺いしております。現時点においては、運よく東側のほうを台風が通過して、五、六メートルの北風が吹けば何とか低酸素が解消できるというようなことで、ことしも9月4日に調査が県のほうから来たんですが、調査がなされて、例の台風12号で北風が吹いたというこ

とで、低酸素域は解消したというような調査速報といますか、そういうのがまいつとります。そういう今後の貧酸素水塊等の改善に向けた取り組みですか、そういうものについてはぜひ私も一緒に勉強させていただきたいと考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

ぜひ1回、そんなに大それたような部分じゃないんです、本当は100ぐらいのパイプを海底のほうに20センチから30センチ埋めて、そこに穴をほがしてやるやつをただコンプレッサーで送るだけの話です。たったそんな簡単な装置です。ただ、そういうのをつくるに当たって、多少時間がかかったり、お金がかかったりしますが、試験的な部分でやるのに関してはそんなに莫大なお金もかかるもんじゃなから、そうやって太良町はこうやって自分で取り組んでるんだという前向きな姿勢を県のほうにも見せたら、また県のほうも違うんじゃないかなというふうに思っております。非常に、難しく考えたら難しいし、簡単に考えたら簡単といえますか、実際私も漁師をやったもんですから、自分のところで生けすをつくって、タコでもカニでも3日や4日ぐらいは、しけた後に市場に持っていったら値段がいいものですから、3日、4日しけた間はじいっと生かしてて、しけが終わった後に、まだ皆さんが漁に出る前に市場に持って行って売るとか、そういうことも可能であったし、そうやってできるんじゃないかなというふうに思っております。

一応、有明海再生それと太良町の取り組みについては、それぐらいで終わりたいと思います。

次2点目の定住促進対策についてですよ、質問したいなと思っております。

太良町の人口の流出がとまらないと考えております。定住促進について今後の町長の考えをお伺いいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の定住促進についての今後の町長の考えを問うということについてお答えします。

太良町では、定住化対策の一つとして、平成20年度から22年度までの3カ年、定住人口の確保と増加を図るために、町内に定住することを目的として住宅を取得された方に対し奨励金等を助成し、定住人口の確保や建築業の雇用促進の面にも一定の成果を上げることができたものと考えております。

今後の定住促進対策の考えでございますが、まず、人口減少を克服する仕組みづくりが必要だと考えております。まず1つ目が本町で子供を産み育てたいと考える親の増加を図るための支援制度の充実、2つ目が本町で働きたいと考える人を増加させるための支援、3つ目が本町に住みたいと考える人を増加させるための対策が必要と考えております。3つの施策を有機的に連携させて、人口減少に歯どめをかける対策を強力に推進する所存でございます。

以上です。

○8番（川下武則君）

今、町長の話があったとおり、その3つが大事かなと思っております。その3つの中でも、特に雇用対策、これ大事じゃないかなと思います。まず働く場所がないのに、ここで住めって、親を見れって言うても、見れないというのが現状じゃないかなというふうに思います。それと、私もあちこちの結婚式に呼ばれていくんですけど、何で親と住まんとかと言ってこういうぎにゃ、正直な答えが、やぐらしか親と住むのはざつといかんと、ああじゃこうじゃ言われて住むよかも、我がどんばっかり鹿島んにきとか諫早んにきとか、そのアパートに我がどんばっかり束縛されんで住みたかって言うけんですよ、ばかたれと、そがんこと言うたら怒られるとばってんですよ、私は正直な話、そがん言っとります。我がたちも結局年とって、自分が年とったときに、子供が親と一緒に住みたくないと言って出ていったら、自分たちも寂しい思いをせないかんと、それはちょっと余りじゃなつかというふうな話をします。そしたら、私に、おんちゃん、それならばねって、こまかアパートなやつでよかけんが、一戸建てんごたつとんば坪10坪ぐらいんとでよかけんがつくってくるぎにゃ、それはおれもそけ入って太良町におるばいと。親の跡も継ぎながらするばいと。なんとかそぎゃん話ほでけんかねって言うけんが、親とは住もうごとなか、我がどんばっかで住みたかって、そぎゃん虫のよか話ばかりあんもんかって、そがん町もそこまでできるもんかという話んばしたとこですな、あいどんの時代がそぎゃん時代になつとつとに、だれが今同居しようもんがおんねちゅうけんが、そがん言われればそがんかなと、なかなかうちの息子も一緒ですけど、うちの息子たちの世代が、二十四、五の子供たちが結婚すつとに親と住んどらんとです。ほとんど、鹿島さん行たて、鹿島から我が家さん来たい、小長井から我が家さん来たいしとります。非常に難しか話になつとばってんですよ、そこら辺で町長どうでしょうか。子供たちがですよ、今から先、太良町にですよ、住むために、5年ならば5年という期限ば切って、10坪くらいのをですよ、10ならば10つくって、5年間だけ、そいぎ新婚のときだけはよかたいたいというふうなお考えはどがんでしょうかね。私が勝手な思いばってんですよ、そしてずっと入れかえ入れかえしてですよ、子供たちを若い人たちを育てる意味で、何とかそこら辺がでんかなというふうに思っておりますけど、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今、確かにそういう時代でございます、町営住宅もしかる、各特定賃貸住宅もしかるですよ、核家族分離型がはやっております。そういうふうな住宅をつくった場合は親との別居を奨励するようになるんですよ、町が、言いかえれば。だから、逆に、空き家等々が太良町ではあちこち点在しておりますから、そこら付近の空き家バンクの登録をしていただいて、1年なら1年、2年なら2年等の契約を所有者の方と契約を結ばせてもらうとも方法の一つであるというふうに思っております。ただ、その空き家に仏壇があった場合に、お盆とか正月でどこか遠くにおいでになった人がたまたま仏さん参りに来たということで、そこに住

居を若い人が住んどつときに、ちょっと入ってこられる場合の、そこんたいも幾つか懸念があるなど。だから、できればそういうふうな登録していただいた方については、そういうふうな仏さん等々はどっかに持っていってもらう、そういうふうな空き家を何とか奨励していきたいなというふうに思っております。

○8番（川下武則君）

町長の前向きな答弁といいますか、そうやって新しいのをつくるのは大変だけど、そういう部分を活用してということ、私もそれでもいいかと思えます。とにかくあるものを再利用してじゃなかばってんが、そういう部分ができて、何とか太良町に定住が保てればというふうに思っております。この前の第4次計画でも一緒ばってんが、10年後には今1万人の人口が9,000人に減る、そしたら、後10年後、またその先10年後には8,000人、7,000人に減っとか。非常に、太良町自体が閉塞感があって寂しい町になるんじゃないかなと、やっぱりそういうときを考えたときに、何とかここは踏ん張りどころじゃなかかなと、若者ば育つためには、ちかった鮎もぶら下げんばでけんともあつとか。できる範囲内ですよ、町として支援ができればなというふうな思いでいます。1人でも2人でも、頑張って嫁さんをもraitたいという人がふえて、太良町に住んでもらえればというふうに思っております。

そういうことで、次に3点目、有明海沿岸道路の計画路線についてをお尋ねしたいと思います。

有明海沿岸道路の建設については、長年、国、県への要望をされております。私自身も産業の発展は道路からと思っておりますし、有明海沿岸道路が計画路線に載ってないとか、そういうことを聞くときに非常に心を痛めております。そこで、町長のお考えを聞きたいなというふうに思います。

○町長（岩島正昭君）

川下議員の3点目、有明海沿岸道路の計画路線についてお答えいたします。

有明海沿岸道路は、福岡県、熊本県、長崎県、佐賀県の有明海沿岸地域の環状高速ネットワークの地域高規格道路のことですが、鹿島市から諫早市までの約50キロメートルの区間だけが候補路線または計画路線の指定を受けておりません。このため、有明海沿岸道路の建設促進期成会により、早期指定に向けての要望活動を毎年行っておりますが、県の見解は太良町の区間においては、海岸線に沿って国道207号が、またこれに並行して広域農道が走っており、新たな道路建設は現実的に考えられないということでございます。しかしながら、長崎空港や佐賀空港へのアクセス、広域のかつ活発な経済、社会活動のためには沿岸地域の一体化が必要であり、今後も早期指定に向けて関係機関と要望を強く行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

まず、私が町長に申し上げたいのは、どうしても太良町では、要は企業誘致をするにしても非常に厳しい、そうなったときに、今、鹿島に行くに当たってはオレンジ海道ができたけんですね、多少は時間的には短くなりました。それにしても、佐賀空港に行くにしてもどうしても1時間は見とかないかん、1時間では行けません。何とかそれを30分、40分で行くためには、準高速みたいな有明海沿岸道路、多良から大浦から空港までできれば40分ぐらいで行けるぐらいの高規格の道路があれば、また産業の発展もますます盛んになるんじゃないかなと思いますし、諫早に行くにしても一緒ですけど、今、諫早バイパスのほうまで約15分かかっております、私のうちから、大浦から。それも5分や10分で行けるようになるんじゃないかなと。実際、信号なしでですね、行ったらそれぐらいの距離で行ける。今、うちから諫早湾の横断道路まで大体10キロちょっとです。所要時間として大体15分から20分、車がないときは15分ぐらいです。車がいたら20分かかかります。そこから先が込むとです、実は、やっぱり市内に入ったら、どうしても込みます。佐賀のほうに行っても一緒です。今はオレンジ海道もあの浜の入り口のところまでは早いです。その先が込むとです。そういうのを解消するためには、ぜひこの有明海沿岸道路をですよ、本当の計画路線に入れてもらって、10年先になるか、20年先になるか、完成がですよ、いつになるかわからんって、そういう思いじゃなくて、できれば今、町長がいる間に計画路線に載せてもらって、大浦のほうからこの有明海沿岸道路の発着をしてもらいたいなというふうに思っております。そこら辺、町長の意気込みをですよ、もう一回聞きたいなと思います。

○町長（岩島正昭君）

今、るる川下議員からお話がありましたとおり、まず佐賀県の空港対策課は佐賀空港を利用してくださいと、乗車率を上げてくださいと、ただ、うちの場合は長崎空港40分ですね、佐賀空港まで1時間半強かかるんですよと、だから距離さえ時間的に短縮できれば大いに佐賀空港を使いますというふうなことを申し上げております。それと、これはもう十何年ですか、ずっと前からこういうふうなことで、今、期成会3つございます。これは、諫早、鹿島、太良で、有明海沿岸道路西部地区建設期成会、これ沿岸道路です。それともう一つ、国道207号改良促進期成会、この中でもやっております。そして、それが今諫早市の事務局ですけども、今度は鹿島市の事務局です、これは白石まで入っておりますけど、江北まで。有明海沿岸道路佐賀県南西自動車道建設促進期成会、この3つでもう十何年と期成会で要望等々行っておりますけども、ほとんどこれ取り上げていただけんですよ。というのは、私どもが要望するのは、今議員おっしゃるとおりに、すぐに工事をしてくださいじゃないんですよ。結局これプロセスと段階的がございまして、候補路線、まず候補路線に指定しましょうと、それと計画路線、それと調査区間、環境アセスメント調査、それから整備区間、それから着工となるんですよ。だから、お国の言葉で、今、公共事業の予算がないないとおっしゃいますけども、この候補路線の指定というのは、私どもは金は要らんでしょうもんというのは、

ここにグリーンで塗るだけです、金はなんも要らんじゃっかということでは、なかなかゴーのサインが出らんということで、今後やっぱり佐賀県は佐賀県じゃなくして、両知事トップが長崎県知事、佐賀県知事が手を組んで、やっぱり合同の首長が、私たち末端の市町村の期成会よりもやっぱりそこら付近が合同で陳情してもらわんことには、やっぱり上のほうが動かんじゃないかなというふうなことをつくづく感じたところがございます。私が、何でそういうことを言いますかという、九州整備局という、福岡に国の出先がございますけど、何でこういうふうな十何年と期成会でこういうふうな陳情活動をしているのにでけんですかという、両県のいわゆるトップがそろって陳情においでにならんとすもんねと。だから、私どもが幾ら陳情しても、県から出先の九州整備局から上の国交省に上がるとですよ。だからまず九州整備局の上を動かさんことにはこれはもうなかなか取り入れてもらわんというふうなことをつくづく思っております。だから、今後はそういうふうなことで、そういうふうなトップが動いてくださいということをお願いをしている状況です。そいと、今回につきましては、今までは各市町村と議長あるいは商工会等々の皆さんたちと要望に行きよったですけども、今回からは県議も入れて、佐賀県等々には今までと違った形で要望活動をしているということでございます。今回は、たまたま石井県議が議長に就任なさったから、より以上に強力をお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

よろしく願いして、次の4番目のふるさと納税の活用について質問させていただきます。

ふるさと納税の制度が開始されて、太良町でもふるさと応援寄附金として積み立てられておりますけど、その活用について質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

4点目のふるさと納税の活用についてお答えをいたします。

ふるさと納税とは、納税者それぞれが生まれ育ったふるさとや心のふるさとなどに対し、ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいという熱い思いを寄附という形で具体化するための制度で、太良町での寄附の用途は、1つ、産業の振興に関する事業、2つ目、医療・福祉の充実に関する事業、3つ目、環境の保全に関する事業、4つ目、教育の推進に関する事業、5つ、その他まちづくりに関する事業となっております。

なお、寄附は基金に積み立て、翌年度寄附者の意向に沿って各種事業の財源に充当するようしております。

平成20年度から制度が開始され、平成22年度までの3カ年で、総額145万6,000円の寄附をいただいております。まず、年度別の内訳でございますけども、平成20年度に4人の方の85万円、平成21年度に1人の方の5万円、平成22年度に3人の方で55万6,000円の寄附をいただいております。

次に、活用についてでございますが、充当目的別の内訳といたしましては、産業の振興に関する事業へ57万円、医療及び福祉の充実に関する事業へ81万円、環境の保全に関する事業に2万6,000円、教育の振興に関する事業に5万円となっており、それぞれの事業へ活用をさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

今の説明の中で、こうやって寄附をいろんな産業とかいろんな部分に寄附ということで、内訳的にはわかりました。この基金の使い方なんですけど、そのいろいろこういう部分に使ってくれ、ああいう部分に使ってくれてと言われる部分はそれでいいかなと思うんですけど、実は私がこの基金をいろんな部分に使ってもらいたいなと言うとは、この太良町の祭りにしても保存会にしてもいろいろ頑張っていらっしゃるところが多々あるように見受けます。その中で、もしそうやって特定がない基金があったら、そういう部分に幾らかでも配慮してもらえればなというふうに思っております。せんだって、実は大川内のアユまつりのほうにも私もいかせてもらたばってん、そのときも非常に子供たちがアユをつかみ取りとかいろいろやってるんですけど、非常にアユまつり自体はいいんですけど、川と焼くところがちょっと段差があったりとか非常に危ないところがあって、ちょっとした手すりがあったらいいかなとか、食べるときにもゆっくり座れて、御ぜんがあつて食べればいいかなとか、そういう部分がありましたし、そういう部分にも幾らかでもそういうのを活用できないかというふうに思っております。あと、面浮立とか鎌踊りとか、私もあっちこっちに、ちょっと見に行くんですけど、そういう保存会の方たちにも衣装等も、よその町から来られてる方、あっちこっち私も見に行くんですけど、非常に派手な服装といますか、この前は徳島県のほうにちょっと行ったときに、阿波踊りとか見たらですね、非常に華々しいといますか、そういう部分にも幾らかでも使えればなというふうな思いがしたもんですから一応質問させてもらっています。こういう企画の課長あたりに今後そういう部分に考えてるかどうかちょっと聞かせてもらおうかなと思っておりますけどどうでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど言われたそのイベント、アユまつりとかいろいろそういう実施事業については、今年度から地域づくり事業の中でイベント開催事業というのがありますので、そういう事業を活用してもらえればいいかなと思っております。それと、施設にベンチ等々については、それは町が管理をしている施設については、その施設の管理者が、町がそこにベンチ等が必要と思えばその事業費の中で予算を計上して設置するのが妥当じゃないかなと思っております。それと、民芸保存会等の保存の道具とかなんとかにありましても、こういうのについても地域コミュニティー事業とあって、国が関与してる事業がありますので、そういう事業を

使って補助を受けたりしながら整備も図ればいいのかと思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

わかりました。それで、今回、道の駅のほうに観光協会さんの事務所もつくるということなんですけど、そういう部分も含めて、実はこの前も全協のときにもそういう話があったかと思うんですけど、結局つくって20年、30年先に、先人の人たちはここまで考えて、今に合うそういう施設じゃなくて、10年先、20年先、未来を見据えた結局建物、多少この前も山口先輩が言うたばってんですよ、おっと太良町はここまでしわゆっとかいというぐらいの、ちょっとおとってというぐらいの予算をつけて、そういう部分にもしこのふるさと納税がもし使えればですよ、幾らかでも使って、おっとたらふく館よかもこの観光協会の建物のほうがよかつちやなかんと、だけど20年、30年先にはやっぱりつくって正解やったなど、やっぱりそういうぐらいの考えで、このふるさと納税のとも使えたら、せつかく納税をしてくれた人たちも、このお金がこの太良町のシンボルに使われたんだなというふうに思われるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

ふるさと応援寄附金については、その寄附をされた方の思いをするところでありますので、指定された事業にやっぱり財源に充当しなくちゃいけないと思っておりますので、先ほど言われた観光協会が入るその施設等については、それは別事業で町の財源としてするべきものじゃないかなと思っております。今回の事業については、国からの補助事業で、国からのお金をいただいた上での実施事業ですので、限られた財源ではありますが有効に活用できるように施設も整備をしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

ありがとうございます。

私が、何で同じような話ばかりするかというたら、実はきのうの話で、もう何回も同じようなことばかり言うて気の毒かばってん、草場組合長さんがうちの会社のもぐりさんば見たときに、ああ大浦に入ってきたっばいなと言うとが、うちのもぐりさんがライトで光って見えて、大浦に来たとばいなというところがわかったということをおっしゃいました。できれば、この前山口先輩が言うてくださったこと、太良町に入ったときに、カニが横歩きばしよるごた、こう観光協会の上にカニがこう乗って、太良町に来たとばいなという、お客さんが一目瞭然でわかるようなそういうキャラがあればよかつかなど。実際、あその大阪のほうのかに道楽に行ったら、カニが横さん動いてみたり、前さん動いてみたり、またグリコのランニングシャツを着た人とかがですよ、おったりとかして、それが一つのキャラになって

しまうといえますか、できればそこに多少、ふるさと納税ば使うか使わんは別にしてふるさと納税の中からもこうやってさせてもらったとですよというたら、そこら辺でも喜ぶんじゃないかなど。カニもせっかくのことやけんが、私の思いとしては、四、五メーターの太かカニば、太良町にはこぎゃん太かカニがおっとばいというぐらいの思いが皆さんに伝わるようなものができればなというふうに思いますし、せっかくふるさと納税もいろんなところに使ってくださいということであれば、こういうふうな企画をしようかと思うとるけんがどうでしょうかということ、使っていただければなというふうに思います。最後に、町長にそのことで一言どうでしょうか、カニ横歩きでも前歩きでもいいでしょうけど。

○町長（岩島正昭君）

このふるさと納税ということで限定して議員おっしゃりますけど、これいろんな向こうの要望がございまして、お任せコースという欄もございまして、そちらのほうで、寄附者の方がそちらのコースでと言っていたらそちらのほうに回してもいいんですけどね。教育に使ってくださいとか、いろんなコースがございまして、そちらのほうではできない状況でございまして。宣伝のキャラといいますけども、この意見につきましては、あそこに観光協会の事務所が設置しますから、その中で観光協会の皆さんたちがせっかくキャラクターをつくったものですから、ああいうふうなキャラクターをぬいぐるみを着て、うんとこう月に1回か2回、入り口あたりで客の呼び込みをしていただければ、それも一つの方法じゃないかというふうに思っております。

それと、大きなカニといいますと、これ相当な金がかかりますから、何か木工で、木工、森林組合等々には間伐材の主伐に入った根っこ等々を利用して、それでチェーンソーでも今細工できますね、ああいうふうな形でチェーンソーでカニのつくっていただいて、ペンキで塗って、あそこのほうに入り口に立てるのも一つの方法じゃないかというふうに思っておりますから、今後森林組合等とも協議をしながら、カニはカニなりで、そういうふうな木工関係で宣伝をしていきたいなというふうに思っております。

○8番（川下武則君）

町長の答弁に期待をして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもお疲れさまです。

○議長（末次利男君）

5番通告者、田川君、質問を許可します。

○1番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

何分初めての一般質問になりますので、よろしく願いいたします。

高度情報化社会となった現在、行政情報の電子化とその情報を住民が共有し、活用できる環境整備は不可欠だと思われまます。そこで、本町の情報化と本町ホームページについてお聞

きいたします。

まず、大きな1点目は本町の情報化についてです。

第3次太良町総合計画の中での情報化の施策に、たらネットプロジェクトがあります。これは3つの柱から構成されていますが、本年で最終年度ということもあり、そのおのおのの柱の進捗状況と今後の課題、対策について尋ねます。

第1に、1つ目の柱の地域情報化の推進として、情報化の進展に伴うネットワーク社会への対応を図るため、町内に高速通信基盤を整備し、町民の生活、文化、教育、産業面など、あらゆる面でITを利用できる環境整備を進めますとありますが、現在本町の高速通信基盤はどの程度整備をされているのかという点。

第2に、2つ目の柱の行政情報化の推進として、行政情報の電子化と情報公開の推進、ホームページによる情報提供、主要な公共施設への情報端末の設置などに取り組み、行政運営の効率化と住民サービスの高度化を図りますとありますが、本町の各課の電子化された情報の管理体制はどうなっているのか。また、公共施設への端末整備の状況はどうかという点。

第3に、3つ目の柱、情報化社会に対応した人材育成として、だれもがITを気軽に扱えるように研修機会の充実を図るとともに、情報化の推進を担う人材の育成に努めるとありますが、研修の実績、人材育成の結果はどうなっているのか。

次に、大きな2点目は本町のホームページについてです。

本町のホームページの利用、運営管理の現状と今後の展開について質問いたします。

第1に、町内のインターネット加入率の現状はどうか。

第2に、ホームページ利用者数とその推移はどうか。

第3に、ホームページ運営管理費とその人員、コンテンツ、内容の更新方法はどのようにしているのか。

以上の項目について質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

田川議員の情報化と本町のホームページについての1点目の質問、たらネットプロジェクトについての1番目、高速通信基盤の整備状況についてお答えいたします。

現在、太良町においての高速通信基盤の整備状況でございますが、NTTの光通信につきましては、残念ながら太良町には整備されておりませんが、ADSLと言われる高速通信サービスについては町内電話回線の引かれている全世帯をカバーされております。また、平成13年から整備してきましたケーブルテレビは、光ケーブルでありますので高速通信が可能で、町内全世帯をカバーしていると考えております。

2番目の各課の情報管理体制、公共施設への端末整備について各課の情報管理体制でございますが、現在各課で使用している電算システムでは完全に一元化されたあて名データベースを使用しており、各業務システムがそのデータベースを参照しているものでございます。

例えば、住民の住所異動があった場合、担当者において異動の入力を行い、データベースの更新を行います。これにより、データの重複管理による不整合等が生じないだけでなく、業務の効率化も図っております。

公共施設への端末整備につきましては、現在、町内4施設、大浦支所、町立太良病院、庁舎、それに中央公民館に情報公開端末を設置しております。これは、タッチパネル式の端末で、太良町ホームページを閲覧できるというものでございます。

3番目の研修機会の実績、人材育成の結果について、町民に対する研修会等の開催実績でございますが、社会教育課の成人教育事業としてパソコン教室を平成13年度より開催し、最近の実績といたしましては、平成20年度に4回、延べ受講者501名、平成21年度に4回開催、延べ受講者667名、平成22年度に4回開催、延べ受講者331人となっております。

また、役場職員の研修機会の実績につきましてでございますが、パソコンスキルアップ研修へ毎年6名から7名受講しており、日常業務へ活用し、効率化を図っておるところでございます。

2点目の太良町ホームページ利用、運営管理の現状と今後の展開についてお答えをいたします。

1番目の町内インターネット加入率は、インターネットに加入できる事業者が3業者ありますが、契約数を確認できない事業者があるため、町内の加入率は把握できない状況にあります。

2番目のホームページ利用者数とその推移でございますが、平成20年度が総数6万1,901件、月平均5,158件、平成21年度が総数6万9,780件、月平均5,815件、平成22年度が総数7万3,369件、月平均6,114件、平成23年4月から8月まででございますが、総数3万3,427件、月平均6,685件となっております。

第4次太良町総合計画の基本計画の中では、平成27年度までの目標といたしまして、年間10万のアクセス、平成31年度は12万のアクセスを設定し、この目標達成のため、今後ホームページのリニューアル等を図っていきたいと考えております。

3番目の運営管理費として、人員、コンテンツの更新方法についてホームページの管理運営費については、特に予算はつけておりません。管理担当については、現在企画情報係の2名を担当しております。また、コンテンツの更新方法につきましては、現在CMS方式、いわゆるコンテンツマネジメントシステム、簡易ホームページ編集方式で、各課のホームページ担当者が随時更新を行っている状況でございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

それでは、各項目について順次質問いたします。

1つ目は、高速通信基盤整備についてです。

先ほど、町長答弁の中で、NTTによる光通信は来ていないと。そのかわりケーブルテレビによる通信のほうに来ていたということですが、私のほうの認識では、ケーブルテレビのほうもいわゆる光通信というのではないような気がするんですが、その辺はどうなっているんでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

通常、光通信は、今テレビ等で行われているのは、相対的に下りの情報と上りの情報というんですけども、こっちから情報を発信するのと情報を受ける方法が両方あって、それぞれが同じスピードでできるというのが本当なんでしょうけども、今ケーブルテレビにつきましては、情報を受けるのについては早くなっているが、送るのについては若干遅いというふうで、今コマーシャルで相互で情報通信をやれるというのとは若干違うような状況でありますけども、施設整備については光ケーブルを幹線等については敷設してありますので、そういう状況ができるかなと思っております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

一昔前と違いまして、現在ではパソコンの性能も格段に進歩しまして、通信の内容も、昔はメールだけの、文字だけのやりとりだったようなものが、写真になり、また最近では動画もやりとりされるようになってきております。それに伴いまして、それを送る大量の情報量を送る通信回線のスピードというものも早くなっているわけですが、現在一番高速にやりとりできるという通信回線が光ファイバー通信だと思っております。さきに、住民の方から、太良町に光ファイバー通信はいつ整備されるのかという質問を受けるんですよ。現下、佐賀県でもネット環境におきまして、半数以上の自治体エリアで光ファイバー通信の利用が可能になっていると思います。お隣の鹿島市でも全地区ではないと思うんですが、利用できると聞いております。いろいろな接続業者さんがあろうかと思いますが、どちらか本町に対してその開設の予定があるとか、情報はないでしょうか。先ほど申された、回答があった、下りと上りが高速で通信できるという、そっちの光ケーブル通信ということによりお願いいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

光情報、光通信で情報がやりとりできるような情報ということで、私たちも考えておりますけども、せんだってNTTさんにお尋ねをしました。現状では、光エリアのサービス拡大については、採算面、技術面、市場性等を総合的に判断して検討している状況ということでありましたので、私たちについてもぜひともそういうのを情報等が仕入れできるようなシステムになればということで、私たちも一応考えております。

○1番（田川 浩君）

光ファイバー通信のメリットとしまして、先ほども言いましたように、情報を取り込むダウンロードとか、下りとか申しますが、これが高速であるとともに、情報を送るアップロードとか、上りとか言いますが、このスピードが同じように高速で通信できるために、双方向でやりとりができるというのが特徴になっております。それで、またその通信の安定性というものが大変いいそうです。そこで、例えば行政機関や医療機関と住民のお宅をテレビ電話などでつないで、双方向で例えば健康相談をやるとか、そういったいろいろな住民サービスができる可能性がある通信だと思っております。また、企業誘致の面におきましても、物流の必要がない、例えばソフトの制作会社ですとか、我が町で誘致できる可能性がある産業の一つだと思うんですが、今の本町の通信基盤ですと、情報を送るほうのスピードが遅いため、なかなか誘致しづらいという面があると思います。光ファイバー通信が開設されると、そういった問題も解消できるものと考えております。昨今、地域間での情報インフラの格差というのが叫ばれていますが、本町ができるだけその格差の波にのみ込まれないように自治体としても努力していく必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

せんだって企業との懇談会がありました。県下、会議をしておりますけども、その中でもやっぱり情報のインフラ整備というのが必要だと、道路のアクセスとかそういうのも必要だろうけども、情報の基盤整備が必要ということになりました。そのとき、話があったのは、伊万里のほうですけども、名村造船所とかあそこに工業団地がありますけども、そこについても光が整備してないために、企業としては情報通信のやりとりが非常に遅くなって厳しい状況であると。要望としては、やっぱりそういう情報のインフラ整備をしてほしいということがありましたので、私たち町としまして、そういう情報のインフラ整備、できるところから税制面の整備とか、いろんなそういうできるところからやっぱりしていかなければいけないと思っておりますので、そういうところについてはやっぱりインフラのそういう格差が生まれないように、今後も私たちも努力し、企業にもお願いをしていかななくてはいけないと考えております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

情報化におきましては、その通信基盤の整備は大もとの重要な部分だと思っております。これからは、いろいろな情報サービスもその光ファイバー通信があることが前提で提供されると思っておりますので、本町住民の方が不利益を受けないような前向きな取り組みをよろしく願います。

次に、行政情報化の推進についてお尋ねします。

先ほど、本町のデータ管理については回答ありましたが、データバックアップの危機管理の方法の一つとして、電子化された情報を庁舎外のデータ管理センターみたいなところに保管するというはできないのでしょうか。というのも、3月11日の東日本大震災の折、宮城県の南三陸町で庁舎が壊滅状態になったため、電子化して保存していた戸籍データがすべて焼失したということがありました。民間の感覚からすると、そのような大事なデータはなるべく同時に災害を受けないようなほかの地域のデータ管理センターにバックアップをとっておくというのが常識のような気がいたします。本町のデータバックアップについては、やはり庁舎内で保管するしかないのでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えをいたします。

情報の管理なんですけれども、各情報については庁舎内で毎日夜間バックアップ処理はしておりますけれども、それについてはデータベースで外部の記録媒体へ今のところ情報についてはバックアップしてあります。また、バックアップの内容は、主にデータベースのデータですけども、そういうこの前の震災みたいな災害時には、それを復元できるようにということでは考えております。ただ、あそこの施設みたいに全部壊れてしまった場合には、やっぱり復元には約1カ月程度かかるんじゃないかなんかと思ってます。先ほど言われたように、バックアップの体制については、記録媒体を遠隔地の自治体と交換するとか、そういうふうな保存方法等も今後もやっぱり検討していかなくちゃいけないかなと思っております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

3月11日の東日本大震災を教訓としまして、総務省が以前から行っていました自治体クラウドという事業を拡充するという情報を聞いております。自治体クラウドとは、住民の基礎台帳、税務、保健などの基幹システムを複数の市町村を統合したデータセンターに統合し、これを共同利用することで効率化を目指すものです。こういった庁舎内にサーバーを置かず、さらに効率化を目指すというシステムが、まだ実証段階とは思いますが、出てき始めていますので、こういった流れも頭に入れながら、今後の情報管理システムの構築に取り組むべきだと思いますがいかがでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今現在、佐賀県と県内20市町が参加する佐賀県ICT推進機構により住民情報サービスの向上、職員の負担軽減、コスト軽減を図るため、基幹システムの共同利用を検討中であります。また、その中で、今言われたようなクラウドサービスというのも構想的にはあります。太良町は、実は来年度その基幹システムの更新時期に当たりますので、共同システムの利用とかの検討と一緒に、現行のシステムのリプレース、もしくは再利用等も視野に入れながら、

最善の選択をするように、今検討している状況でございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

いずれにいたしましても、情報は町の財産でありますので、危機管理には十分に気をつけて取り組んでもらいたいと思っております。

次に、公共施設への端末整備の状況ですが、先ほどの説明のように4カ所に設置してあるとありました。この端末は、大体いつごろから配置されているのでしょうか。何年ほどたっているのでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど町長が答弁したとおり、庁舎とか公民館とか病院とか支所とかに4カ所設置ありますけども、これは平成15年に設置をして、今、運用をしている状況でございます。

○1番（田川 浩君）

ことしで8年ほどたっているということですね。当初の目的であります町民の皆様に本町の情報を提供するという点で非常に大きな役割を果たしてきているものと思います。使用できる限り、今後も継続してもらえようお願いいたします。

次に、3点目、情報化社会に対応した人材育成についてですが、先ほどの説明のように、研修の実績がパソコン教室としまして、20年に4回、21年から22年まで4回ほど、500名、約600名、300名という実績があると思います。開催された研修講座のテーマですね、またその対象者について、でどうであったか。またちょっと、22年度は割と4回開催されて、21年度が667名に対して半数ぐらいに減っていますが、何かこう申し込み状況悪かったのか、そのテーマと対象者と申し込み状況、主要なものだけでもそのテーマについてはいいですので、よろしくをお願いします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

パソコン教室につきましては、社会教育の成人教育の一環で実施をしております。対象につきましては、成人者から高齢者、幅広く対応をしております。議員御質問の内容で、667人から331名に減少していると、回数につきましては、同じ10回コースの4回を実施をしております。実際どういう理由で減ってるのかはちょっと不確実なところがございますけど、現在そのパソコンの利用自体が各家庭にもいろいろ普及してきてまして、子供たちを通じて、お孫さんとか学校でもパソコンをさわったりしてますので、聞いたところによりますと、いろいろ子供さんから習ったりもしているというようなことで、若干減ってきていると。内容につきましては、ワード、エクセルの初級とか、実際はやっております。そして、そのインターネットの体験とか、パソコンの初級者のようなコースで実施をしておりますけど、あと暑

中見舞いとか年賀状作成とか、その時期に合ったようなメニューでパソコン教室を幅広く実施をしておりますけど、若干減少傾向になっているというのが現状でございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

情報化は、すべての町民の皆さんが扱えるようになってこそ意味があると思いますので、今後も幅広い年齢層を対象に行っていただければと希望いたします。

続きまして、大きな2番目の本町ホームページについて質問いたします。

町内のインターネット加入率につきましては、先ほどの答弁で3社プロバイダーがありますが、わからない部分もあるので把握できていないという答弁でございました。町内において、どのぐらいの割合でホームページを見ることができる環境にあるのか把握する必要があると思ひましてこの質問をしたわけですが、わかる範囲で教えてもらえないでしょうかね。全然わからないということでしょうか、それとも。よろしく申し上げます。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

当初、町長答弁のときに3業者とありましたけども、一応わかる範囲内でお答えをしたいと思います。まず、NTT西日本については、ISDNというのとADSL両方合わせて約460件程度、藤津ケーブルさんについては363件ということとなっております。もう一つの事業者については回答を得ておりませんので、わからない状況となっております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

藤津ケーブルさんとNTTさんで足してみると大体820件ぐらいになりますよね。それで、もう一つの業者さんがわからないということで、実際わからない業者さんの分と、あとは携帯電話で、最近スマートフォンを持っている方々もいらっしゃいますので、1,000件は超えるとは理解してます。要するに、太良町におきまして、約3,000戸の中で1,000戸ほどの、3割超ぐらいですね、のところではホームページを見られると理解したいと思います。

2番目のホームページの利用者数については、先ほど月に6,000名ほどとありましたが、1日にすると約200名になると思います。このホームページの利用者数は同規模の自治体のホームページの利用者数と比べて多いほうなんでしょうか、少ないほうなんでしょうか、どうでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

ホームページの利用者数ということで、多いか少ないかについては判断はできませんけども、今現在で年間約7万3,000件、1日平均約200件というのがありますので、目標として先ほど27年の10万件、31年の12万件の推進を図るようとしておりますので、充実を図って、さらなる情報発信にやっぱり努めなくちゃいけないと。一番の発信形態の中でも手軽に見や

すい情報発信だと思っておりますので、そういうのもやっぱり常々心がけて情報発信に努めたいと思っております。

○1番（田川 浩君）

1日当たり200名という利用者数につきましては、これは私の思いですが、極端に少ないとも思いませんが、多いとも言えないと思います。今の答弁の中で、27年には約10万件のアクセスを目標に持ってふやしていきたいということでした。利用者をふやしていくために、ホームページにはその時々の利用者のニーズに対応したページのつくりかえ、いわゆるリニューアルが必要だと私は思います。本町のホームページは平成8年から開設されていると思いますが、その間何回かリニューアルはされたのでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

よく覚えておりませんが、2回ほどリニューアルをして、今現在のホームページに至っていると思っております。

○1番（田川 浩君）

利用者から見まして、いいホームページというものはどんなホームページかと考えると、私はこう思います。まず、自分が探している情報まですぐにたどり着けて、またその情報が新しく、また情報量も豊富でさらにおもしろみや楽しみがあるページというものがいいのではないのでしょうか。私なりに本町のホームページに対する感想を言いますと、まずトップページの面積が広過ぎるように思います。情報量が多いんですね。トップページにばあっと書いてあると。縦に長過ぎるといいますか、ほかの自治体と比べたら、大体縦の長さが1.5倍ほどあります。これからスマートフォンなど画面サイズが小さい端末で見てもらう頻度もふえてくると思いますので、クリック数が1回ふえるようなことがあるかもしれませんが、もう少しトップページをカテゴリ一別にまとめるとかして、すっきりしたデザインにされたほうがいいかなと思いました。それと、クリックしてリンクに飛んでも、ページが見つかりません、と出てくるものがありました。正直こういうページがあるとがっかりいたします。具体的に言いますと、公施設案内の予約に関するところなんですけど、その予約システムが稼働していないのなら、せめて予約先の電話番号ぐらいはそこに載せておいてもらいたいと思うところでもあります。情報量と情報の新しさという点では、先ほどありましたように、各課において情報の更新をしているということで、それなりに対応はできていると思っております。しかし、おもしろみや楽しみがあるかという点では魅力に欠けているのではないかなと思います。さっきも出てきましたが、先日太良町のマスコットとしてガネツタくんときみんちゃんが誕生したわけですから、そういうキャラクターをうまく活用しておもしろみのあるページをつくっていく方法もあるのではないかなと思っております。

今回、私もほかの自治体のホームページをたくさん見てみました。英語、韓国語、中国語

などの外国語翻訳機能をつけたもの、機械音声で読み上げる機能がついたもの、また庁舎からのライブカメラで庁舎周辺の様子が見られるとか、各自治体、いろいろな工夫をしてホームページをつくられております。本町のホームページに関しまして、今後どのような展開で運営していこうとしているのかお聞きいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えをいたします。

議員御指摘のように、稼働していない項目もホームページ上ではありますけども、ホームページは情報発信の貴重な媒体と考えており、わかりやすく新鮮で詳細な情報の提供を常に発信できるよう私たち心がけたいと思っております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

インターネットで太良町と検索しますと、まず一番初めに出てくるのが太良町のホームページです。自治体のホームページはよくその町にとっての第2の玄関口と言われますが、私は全くそのとおりで思っております。町民の皆さんに情報を伝えるとともに、太良町外の太良町をよく知らない方々にも太良町のよさを存分にアピールできるものだと思っております。人員や予算の制限もあると思いますが、自治体間の競争が叫ばれる昨今、一人でも多くの太良町ファンを獲得することができるよう、本町のホームページ運営を希望したいと思います。

最後になりますが、本町の情報化については、まず行政情報をできるだけ開示して発信し、町民とその情報を共有することにあると思っております。そして、その情報をもとに、行政と住民がともに協働し、住みよい町をつくり上げていくということが肝心だと思います。

また、さきの大震災の教訓を生かし、その情報を守っていくという危機管理の意識も一層求められています。今回は、特にインターネットなどの通信分野について質問しましたが、現段階ではまだこの分野は実は補完的なものだと思っております。情報発信という点から見ると、今は「町報たら」などの広報紙や回覧資料、また防災無線を利用した告知に頼る部分が大きいと思われます。しかし、これからは膨大な行政情報を効率よく住民の皆様にご伝える方法として、高速通信を利用したものが不可欠になっていくと考えます。行財政のスリム化という点におきましても、これから有効に活用できるシステムだと思いますので、時代の波に乗りおくれることなく前向きに取り組んでもらえますよう望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（末次利男君）

これで一般質問を終了します。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時36分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 山 口 巖

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄